

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和3年9月8日（第2日目）

議 長（高橋拓生君）

皆様、おはようございます。

ただいまから令和3年平泉町議会定例会9月会議2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続きまして、通告順に発言を許します。

第1回目の答弁は、登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告4番、高橋伸二議員、登壇、質問願います。

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

それでは、質問をさせていただきます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、昨年1月、初めて国内での感染が確認をされて以来、1年8か月が経過しても、なお収束の兆しが見えないどころか、全国の感染者は拡大し続けています。特に累計感染者が50万人から100万人に達するまで約4か月かかったのに対して、感染力が強いと言われるデルタ株流行を主な原因とする現在の第5波の到来により、そこから僅か26日で150万人を超えています。東京をはじめ、全国的に医療が深刻な状態に向かい、もはや災害のクラスとまで言われ、緊急事態宣言が21都道府県、まん延防止等重点措置が12府県にまで広がり、岩手県においても急速に感染拡大が及んでいます。カラスの鳴かない日があっても、コロナのニュースを耳にしない日はありません。

このような状況の中で、岩手県知事は、8月12日、県内での感染リスクの高まりを受け県独自の緊急事態宣言を発し、自分を守るため、家族や親戚、友人など大切な人を守るためにとりして、

まん延防止対策地域への指定も視野に入れました。岩手県においても、事態はそこまで切迫をしています。

長引く感染拡大により生活に困窮する国民が増大していると言われる中で、本町においては地方創生臨時交付金を活用した感染症対策と、緊急経済対策として131の支援事業に取り組んでまいりました。それでもなお第5波の感染拡大が進む中で、地方経済の中心を担う中小の事業者や観光関連事業者、さらには飲食業等をはじめ、厳しい経営を余儀なくされ、先行きを不安視していることは想像に難くありません。

本年3月8日の青木町長の施政方針演述では、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響を受け、本町の経済も観光需要の減少などによって、先行きが見込めない状況にあると。感染状況に応じた支援策を講じるとともに、一日も早い収束を迎えるためにも、町民一人一人が徹底して感染防止に取り組んでいただくよう理解とご協力をというふうに訴えています。

今日の質問は、全国的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症から住民の命と健康を守り、人権を保護し、地域経済に及ぼす影響の最小化を図る青木町長の取り組みについて伺うものであります。

その1つは、新型コロナウイルスと共存し、住民のいのちと健康を守り、人権の保護と住民の福祉を守る条例制定について伺うものであります。

2つ目は、新型コロナウイルス感染症拡大防止につなげる住民意識の啓発の取組について伺います。

3つ目は、人流の抑制が求められる中で、町が主催する催事の在り方と公共施設の利用にどのように今後対応するのか伺います。

最後に、まん延防止等重点措置対象地域の指定及び緊急事態宣言対象地域の指定に備える支援体制づくりについて伺うものであります。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

おはようございます。

高橋伸二議員からのご質問にお答えをいたします。

町民の「いのちと健康を守る条例」の制定についてのご質問がありました。

条例の制定につきましては、ご存じのとおり地方自治法第14条により具体的に定められております。今般の新型コロナウイルスによる感染拡大につきましては、国の法令に従ってこれまで対策を講じてきましたが、当町において条例を制定することで更に効果的な感染防止が図られるよう、その内容、制定の是非を含めて検討させていただきます。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大防止につなげる住民意識の啓発の取り組みについてのご質問がありました。

これまでも、広報ひらいずみ、平泉町のホームページで随時、新型コロナウイルス感染症対策

について、住民意識の啓発を行ってきました。必要に応じて区長さんを通じた全戸配布、さらには役場防災無線放送を活用して感染症対策を再度徹底していただくよう取り組んでまいりました。

次に、町が主催する催事の在り方と公共施設の利活用についてのご質問がありました。

新型コロナウイルスの感染状況を見ながらの対応にはなりますが、8月12日に岩手県独自の緊急事態宣言が出されてからは、町が主催する行事につきましては、町外からの訪問者が来るようなイベントについては中止としております。また、公共施設につきましては、マスク、消毒、換気といった感染症対策を講じた上で、基本的には町民、在勤者の利用は可としております。したがって、町民、在勤者以外の利用についてはお断りをしている状況です。ただ、道の駅、あやめ、浄土の館といった指定管理者制度で運用している施設及び健康福祉交流館については、感染症対策を講じた上で、営業を続けている状況でございます。

次に、「まん延防止等重点措置」対象地域の指定及び「緊急事態宣言対象地域」の指定に備える地域体制づくりのご質問がありました。

「まん延防止等重点措置」対象地域の指定及び「緊急事態宣言対象地域」の指定につきましては、どちらも新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくものであり、実施すべき区域の対象は都道府県でございます。したがって当町としては岩手県が実施すべき区域にならないように、町民の皆様へのさらなる感染症拡大防止の対策を講ずると共に、事業者の皆様に対しても国、県と連携しながら協力金の支給や町独自の支援策を引き続き継続してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

私からは、3点目の町が主催する催事の在り方と公共施設の利活用についてのご質問にお答えをいたします。

公共施設の利活用の面でありますけれども、社会教育施設の利活用につきましては、町民の学びを支援し、健康的な生活を維持する観点から、利用者の動線や接触等を考慮した具体的な感染症対策や地域の感染状況を踏まえた施設の使用制限について、利用者の理解と協力を得ながら施設運営を継続する考えです。

例えば、岩手県の緊急事態宣言後の体育施設及び学校体育施設の一般開放については、町民の体力向上のための活動や学校の教育活動に限り利用を認めるなどの使用制限の措置を講じております。また、催事の在り方につきましては、参加者の安全を優先的に考えた上で、実施の可否を判断し、実施する場合は、国や県が示すガイドラインを参考に行事内容の見直しや入場制限、時間短縮などの対応を検討してまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

先ほどの町長答弁をいただきましたけれども、町民のいのちと健康を守る条例の制定の是非を含めて検討すると。町民の命と健康を守ることに、なぜちゅうちょするのでしょうか。是非の非について検討するという事は、まさに後ろ向きの姿勢であると、私にはこのようにしか受け取れません。

ところで、今から56年前、命の村長として多くの村民から尊敬された旧沢内村、現在の西和賀町でございますが、この旧沢内村の深澤晟雄村長は、亡くなる前年の昭和40年、新春の挨拶で次のように述べたことが記録されております。そこには、深澤村長の政治家としての信念をありありと見ることができます。深澤村長はこのように言っています。「私は、民主主義の基本でありますところの人命尊重の考え方を政治の最高、最終の目標といたしまして、今後も住民福祉のため努力いたしたい所存でございます。ややもしますと、現実的な生活の厳しさから、命あつての物種ではなく、物種あつての命というふうに考えやすいのでありますが、物が命より大事だということになりましたのでは、これは極めて危険な恐ろしい考え方だと申すほかございません」と、このように記録が残っています。つまり、何事も命があればこそで、死んでしまつては元も子もなくなると。命に関わる危険は何としても回避をし、ともかく生き延びれば希望も生まれると、このように述べて、改めて政治の中心が命の尊重にあり、政治の最高目標であるというふうに看破をしているわけであります。

今、まさに、県の緊急事態宣言が発せられ切迫した新型コロナ禍の下で、行政を預かる首長が、この深澤村長の言葉を金言として、コロナに向き合う政治手腕と真価が問われていると申しても過言ではないというふうに思います。

そこで、町長にお伺いしますが、岩手県においても、直近の感染者数が政府の定めるステージの4の基準を前後している昨今です。この現状を目の当たりにして、町のインフルエンザ等対策本部長として対策に取り組む町長の決意をお伺いしたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

今、インフルエンザと言いましたけれども、コロナ対策本部でありますので、俺が訂正するわけでもないですけれども、訂正してよろしいですか。そのようにお答えさせていただきますが、いづれ人命を守るというのは、私の最大の使命であります。そういった中で、今、施策の中で、安心で、そして安全に暮らせる、そういう地域をつくるというのが平泉の、そして私の施策の柱であります。そういった中で、命を長らえるということも一つですが、そういった命を守りながら、なおかつ地域の方々と、つまり地域コミュニティー、そして地域との絆、そして、独り暮らしの高齢者も、そして、高齢者世帯であっても、やはり地域とのいろんなコミュニケーションがなければ、今回のコロナがなくても孤立してしまうというふうに私は思っております。そういった中で、平泉町の高齢者福祉計画も立てられ、誰もが安心して安全に暮らせる、そういう社会でありながら、なおかつ長命で健康な高齢者をつくっていくというのは、町の大きな命題の一つだというふうに思っております。そういった中で、先ほどの条例の制定についても、私はそういった地

域をやはりつくっていくことが、いかに住み慣れた地域で暮らしていける、そういう地域社会をつくるということが、命と一緒に大事なことだというふうに思っております。

そういった中で、今、様々な若い世代、そして、高齢者、そして、中堅の世代等々が地域地域で交流ができる、そういうコンパクトではあるけれども、そういうまちをつくるということが、人口7,300の町ではありますけれども、大変大事になっていくことだろうというふうに思っております。そういった中で、地域地域で、秋になれば運動会行事だったり、そして、地域の盆踊りだったり、いろんな年代層の方々が様々な活動しております。ですから、そういった地域コミュニティをさらに深めていくことが、コンパクトな町であるからこそできるものを、今後さらに充足させながら、それを発展させていくということは、まちづくりには不可欠なことだというふうに私は考えております。そういった中で、まさに条例の制定ありきじゃなくて、そういった地域を目指すために、今、議員がおっしゃる条例の制定は、そういったことも含めながら、今後検討させていただくことでありますので、そういった意味では、全く後ろ向きだという発言は適していないというふうに私は思っております。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

非について検討することが後ろ向きだという私の発言が適していないということでございますが、そういうふうに主張なされるのであれば、答弁において条例の制定について検討したいと、是非は不要、このことをやっぱり思い起こしていただきたいというふうに思います。

さて、条例の制定については、後ほど改めてお伺いをいたしますが、その質問をするための土台づくりをしていきたいというふうに思うのですが、9月7日、昨日までの一関市ないし一関保健所管内での感染者数は136人、平泉町内の感染者はゼロと、このように報道をされています。この報道内容は、人権の保護に配慮した内容からこのようになっているのではないかと推察できるのですが、しかし、現実的な町内における感染者の存在とは乖離しているのではないかと、私にはこのように思えてなりません。

そこで、お伺いをします。

一関保健所管内及び本町における新型コロナウイルス感染の現状と対応に関する行政としての現状認識についてお伺いをします。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

一関保健所管内、それから本町における新型コロナウイルス感染症の現状と対応の認識ということですが、一関保健所管内ということで、一関市と当町と保健所と県の関係機関とで定期的に会議を持っております。その中で、直近の状況等については情報共有しているというふうなところであります。なお、公表につきましては県の公表を尊重するというふうなことで、議員

おっしゃるとおり、それぞれ個人情報というふうなものに配慮しながらの公表というふうになっておりますので、そこについては県の公表のとおりというふうなことですけれども、感染状況につきましては、関係機関の中で情報共有をしているところであります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

私の認識とそう差異はないのだろうなというふうに思うわけですが、ところで、8月17日、政府の対策分科会の尾身会長が記者会見をしているわけなのですが、ここで、次のようなことを述べています。新型コロナはインフルエンザと同等のウイルスではないと。感染すると、若い人でも重症化する、あるいは感染が軽くても後遺症が長く続くと。明らかにインフルエンザとは違うのだと。今、行っているワクチン接種は万全ではないと。これまでの基本的な対策の継続が必要であると。ワクチン接種が幾ら進んでも、あるいは全ての国民がワクチンを接種しても、感染の連鎖を食い止める集団免疫はできない、難しいと、このようにも同じ日に述べているわけであり。現に、皆さんもご案内のように、ワクチンの2回接種をした国民が感染をするという、ブレークスルー感染と言われる感染が報告をされています。ワクチン接種という、言わば防護壁を打ち破って、突破して発病、感染していることが報道されているわけであり。8月22日の岩手日日新聞によれば、町長は、新型コロナウイルス対策を最優先に町民の命を守ることに傾注したいのだと、このように述べたと報じられていますし、先ほどの答弁も、まさにそれをかみ砕いた、具体的な内容について答弁をされていますから、危機感を持つ姿というのはまさに共通をしているなというふうに思うわけでございます。

そこで、町長に提案なのですが、新型コロナウイルス感染拡大の状況が極めて厳しい中にあります。町長から町民、住民に対して、危機感を共有し、感染拡大防止に行政と町民が一体となって取り組もうと、こういう緊急メッセージを発してはいかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

大変大事なことだというふうに思います。先ほど総務課長が答弁いたした中に、保健所管内の感染状況等は常に保健所、県と一関市等々で連携を取りながら、その状況を把握しながら、そして、その内容を一つ一つ精査しながら、その感染もどういうルートでということがはっきり、今までの分は分かっている分野でしたので、そういった中では、連携の中で対応してこられたというふうに認識いたしております。そして、今までも手指消毒だったり、マスクだったり、そういった対応等々を、全戸配布も区長会を通じながらさせていただきましたけれども、先ほど議員の質問にもあったように、私たちが認識するのと乖離があるのではないかという部分も含めながら、やはり個人情報というのが物すごく重要視されてきておりますし、当然ですけれども、と同時に、そして、そういった個人個人をしっかり周りでも支えながら、国民一人一人を、町民一人一人を

支えながら、周りの対応というのは非常に、ある意味では厳しいところもあるし、デリケートな部分もあるし、そのことを発信することによって、また新たな様々な憶測を呼んだりということも、実は現に町にもあったところでもあります。そういった意味では、慎重に状況を捉えながらやっていく必要が、今までもですし、これからは特に、ただ、議員が最初の質問で心配されているように、デルタ株は、もう急速に、以前の、昨年のコロナウイルスよりもさらに速度が速いという、そういう状況にあるというのは、私自身も本部会議でも様々な情報共有をさせていただいているところではありますが、そういった部分も見極めながら判断して、的確に対応させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

コロナウイルスの発生から1年8か月が経過をして、今、国民の間、町民も含めてですが、その中には、コロナの流行当初の恐怖心あるいは緊張感、こういったものが薄れ始めているのではないかと。それでも、感染拡大防止をするために、国民に対する対策と自制が一人一人に求められている。そういう現状であるからこそ、今、町長がお答えになられた、状況を捉えながら的確に対応すると、このことはぜひ積極的に対応させていただきたいというふうに思います。

東京都の小池知事は、先般こんなことを申していました。昨今、日本中で猛威を振るい、甚大な被害をもたらしている風水害は気候であり、私たちの意思では抑えられないと。一方、新型コロナ感染拡大は、私たちの意思や行動で抑えることができると。聞いた方もおられるというふうに思います。

先ほど町長が言いました、町長の政治の中心が命の尊重にあると、こういうことであるとすれば、町民が安心して生活できる社会をつくる、守ると、そういうことを目的にした指針が必要になってくるのではないかとというふうに思います。

そこで、改めてお伺いをします。

先ほど来、町長が答弁をされた内容、本町においても、住民意識の啓発や感染者への差別の防止あるいは日常的なマスク着用などのエチケット、こういったことを目的とした感染症対策基本条例、この必要性というのは、今までのやり取りの中で、より深まり、高まったのではないかとというふうに思います。安全・安心なまちづくりとしての指針が求められていると思いますが、いかがですか。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

当然、先ほどの答弁に尽きるわけですけれども、やはり安心・安全につながる、つまりコロナにかからないようにすることと同時に、それぞれの生活も営まなくてはならない。例えば、地域でもですが、自分が仕事をするにしてもですが、そういったことも、確保もしながらコロナ対策

もしっかりするということの、そういう微妙なところが、ある意味では、よく私が言いますけれども、竹を割ったようにいかないというのも事実であります。ある意味では、行政区によってとか、地域によって、町なか、そして中山間、そして山間部によって、対応がそれぞれ違ってきているのも事実だというふうに思います。最近の町内の百歳体操だったり、運動会だったり、地域のいろんな行事が自粛されたり、むしろ中止だとして対応していただいたり、そういったことが、そして、地域コミュニティーがしっかり、今回のコロナで、もう大分住民意識が変わってきているなどということを感じている部分も確かだというふうに思います。そういった部分も総合的に、つまり経済対策の話もちょっと出ましたけれども、経済も動かし、なおかつコロナにかからないように、なおかつ仕事も、そして感染もしないようにというようなことをやっていかななくてはならないのですが、それをどの部分で、どうそれを補完してやっていくかなというのが、日々の、正直言って対応の分かれ目だというふうに、自分自身、そう日々思っただけでなくやらせていただいておりますけれども、いずれにしても、最終的な、最初に述べましたように、安心して安全に、そして健康に暮らすというのが柱ですから、そこをどう守っていくかというのは、今後さらに検討していかなくてはならない部分だなどというふうに思っております。いずれ、どんな経済を復活しても、やはり感染者が増えるということになっては、まさに本末転倒でありますので、そういった部分もしっかり見定めながら、条例等についても検討、そういった部分もしっかり補完できるような条例ということが必要になってくるとなれば、その辺も検討させていただかなければならないというふうには思っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

国民の間には、ワクチン接種が進めば、日常生活を取り戻すことができ、マスクなしでも過ごせると、こういう期待が高まっていると思うのです。しかし、変異ウイルスと言われるデルタ株が急速に拡大する中で、今、低年齢層の人たちを含めた二次感染が拡大をしてきていると。ここに、そうした国民の淡い期待というのが吹き飛んでしまうという現状があるというふうに思います。県の内外を問わず、そうですが、一関保健所管内においても、10歳未満児を含めた低年齢層への感染拡大が報告をされています。全国の子供たちへの感染状況は、8月末までしか発表になっていませんから分かりませんが、10歳未満児の新規感染者が8月末で1万人を超えたと。そして、10歳代の新規感染者数が2万3,000人台だと。実に国内の感染者全体の21.3%を占めるのではないかと、このように四国の例を取って報道されているわけでもあります。今や、この新型コロナウイルスというのは、人を選ばず、場所を選ばず、所を選ばず、誰にでも感染の可能性があります。

そこで、やっぱり先ほど町長が言われたように、住民意識の啓発も大事だし、また行政がそのことで積極的に音頭を取ると、イニシアチブを取るということも大事だというふうに思いますので、次のような取り組みを考えられてはいかがでしょうか。

一つの例として、平泉の「ひらいずみ」という5つの頭文字にして、例えば、平泉の「ひ」は「人との接触最小限に」、「ら」は「ラジオ体操みんなで実践」と、「い」は「いつもマスクを忘れずに、いつでも換気、いい空気」、「ず」は「ずっしり重いみんなの命」、「み」は「密をなくして毎日安心」と、こうしたような意識の啓発を図る運動の取り組みの展開をしたらどうでしょうか。賛成いただけるのであれば、後ほど私の案をお話ししたいと思います。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ワクチン接種も、高齢者が93%になったわけですが、いずれは若い世代がワクチンを接種している状況であります。

今、大事なことは、先ほど議員もおっしゃったのですが、いずれ、俺は、私は注射をしたから大丈夫だという、案外そういう気の緩みが出てくるというお話でした。私も同感であります。そういった意味では、引き続き手指消毒、マスクの着用、そして、まだまだ収束しているわけではないのでといった全戸配布等は、これは大変必要だというふうに私自身が思っておりますし、先ほど提案あった内容にも沿うかと思いますが、と同時に、平泉という一つの「ひらいずみ」に合わせて、先ほどご提案いただきましたが、私も今、聞いていて、なるほどなという思いをさせていただいたところでありますので、いずれ内部でも早速検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

そうしますと、現状のコロナの感染の年齢域というのが非常に下がってきていると。そういうことから言えば、町長が検討すると言われた部分について、私は、ある意味、教育委員会の皆さんに考えていただきたいなど、こんなふうに思うのです。今、学校でのクラスターが発生をしたり、小学生や中学生の低年齢層の人に、子供たちに拡大をしていると。そういう中で、小中学生に対する感染防止の意識を持たせる、意識の啓発運動として、先ほど話をした標語募集運動などというのを考えてみてはいかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

最近のニュースでは、家庭内感染の率が一番大きくなっているという実態があるというふうなことが報道されていますし、管内でも高校の休校措置を取った学校が出るという状況の中で、高校生の家族、いわゆる弟、妹が濃厚接触者になるとか、そういう状況が生まれている、非常に厳しい事態になっているなというふうに思っています。

そうしたような中で、子供たちに人ごとではないのだということを刷り込むということが、非

常に大事になってきているだろうと思います。ただ、学校内では、今まで取り組んできたことを徹底してやるというふうなことぐらい、それ以上のものはなかなか難しいわけでありませうけれども、今、お話の標語募集というふうなことも、一つの子供たちに自らの問題として捉えさせる、意識させるという意味では、大変いいアイデアではないかなと、そんなふうに思います。

学校では、標語といえば、例えば、歯や口の健康でありますとか、交通安全とか、新聞週間についてとか、緑化とか、動物愛護とか、それに同じような形でポスターづくりなどもするというふうなものに取り組んでいるところでもあります。子供と先生と一緒に、どのような行動を起こすことができるだろうかというようなことを考えて、自ら動くというような取り組みが行われることが、大人も動かすというふうなことにつながることもあるのではないかなと、そんなふうに思っているところでもあります。

参考にさせていただきたいと思いますが、1つご紹介いたしますけれども、ここに平泉小学校の児童会の保健委員会が昨年度、熱中症予防カードというものを作って、ラミネート加工して、例えば、水分塩分の補給をなさいと、適度な休憩、日よけ対策というふうなことを3点、対策として掲げて、こういったものを作って配ったというか、学校に掲示したのでしょうか、どの程度広げたかは分かりませんが、そういったことをやったという取り組みがありました。それを参考にしたのだと思いますが、今年の夏休みに4年生の女の子が、コロナ感染予防のために、「1、うがい、手洗いを、2、マスクをつけて、3、消毒をしよう」と。裏には、「ガラガラペッ、音を鳴らしてうがいだよ、対策は外に出るときマスクだよ」、3つ目はちょっとあれなのですが、「しみるけど、しないと駄目だ、消毒を」というふうな、そういったような標語的なものを作ってあります。このラミネートをしたのは、多分大人が手伝ったのだろうと思います。こういったものを夏休みの作品というふうな形で学校に持ってきたという、そういうふうな取り組みもありました。といったように、様々な形でいろんなアイデアを持って、子供たちなりに意識を高めるというふうなことが、学級閉鎖や学年閉鎖あるいは休校にならない、日常を自分たちで守るのだというふうな意識につながるのではないかなと。様々な取り組みがあるだろうと思いますので、それぞれ提案いただいたものも含めて、学校に伝えていきたいというふうに思います。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

時間が残り少なくなってきました。まだまだ再質問したいことがいっぱいございますので、先を急ぎたいというふうに思います。

実は、最近、県内のある学校の校長先生が、コロナ禍での学校の現状をこのように発言しているというのが新聞に載りました。先生は毎日苦勞、生徒は我慢の学校生活だと、このように書いてあったわけでございます。9月2日には、一関市内においても学校クラスターが発生をしていると。まさに後手後手にならない対応、先手先手の取り組みというのが求められているというふうに思いますが、そういう中で、文部科学省が8月27日に、感染者が出た場合の学校の対応ガイ

ドラインというのを全国の教育委員会に出しました。中身は割愛をさせていただきますが、学校への支援策として、80万個の抗体検査簡易キットを小中学校にも配付をします。そして、教職員のワクチン接種の加速をさせるのだと、こういうふうに述べていますし、あるいは学校で感染者が出た場合は、濃厚接触者リストを作りなさいと、こういう余計な仕事といたら怒られますが、仕事も付加されたわけです。

そこで、3点ほどお伺いします。

今、紹介した校長先生のつぶやきにあるように、学校の先生方が日々苦勞している環境の下で、文科省が求める平時からの保健所との連携、これについて、教育委員会として何がしかの配慮というものが求められているのではないかというふうに思いますので、これを一つお伺いします。

次に、本町の小中学校教職員へのワクチン接種の現状と今後の対応についてお伺いしたい。

3つ目は、本町小中学校で、いわゆる文科省が言う抗体検査簡易キット、この配付と運用について、いつから、どのようになるのか、現在取り組まれているのかお伺いします。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

まず、最初の初期対応について、保健所とのやり取りが必要になってくるということで、それに対する教育委員会の支援というか、フォローというか、そういったことについてですけれども、まず、感染がもし発生すると、やはり児童生徒の濃厚接触者であるとか、休業措置というようなことについての保健所の立入検査が入るということですから、それについては、どうしても学校と直接やるということが、時間的なロスがないということなのですけれども、その前の段階として、調査に当たってどういうことを準備しなければいけないかといったこと、あるいはその前に、例えば、体調が悪ければ児童生徒や教職員を学校に来ないように配慮するという、児童生徒については出席停止の措置を取らなければいけないのですけれども、そういったことについて、学校長とか、教育委員会に事前にいろんな相談を受けております。そういったことについて、教育委員会が保健所と、あるいは県のほうに確認を取りながら、事前にそういったことをまとめて、学校に情報提供、共有しているという状況でありますので、例えば、クラスで発生したときに、先生に過度に負担がかからないように、教育委員会としても、事前に必要な情報を提供あるいは共有しながら対応を取ってまいりたいというふうに思います。

それから、もう一つのワクチン接種の教職員の状況でございますけれども、平泉町民につきましては予定どおり進められておりますが、居住市町村によっては、なかなか進行状況が思わしくないような状況、つまり希望者についてワクチン接種を進めるために、当町のワクチン接種対策チームのほうとも協議を行いながら、いわゆる住所地外接種という取り扱いで接種を行う予定としておりまして、もう既に対象者は、学校教職員の関係でいきますと会計年度任用職員、つまり特別支援教育支援員等も含めて平泉町外の方で関係職員18名希望する方がおりまして、そちらの方に8月31日からワクチン接種が行われておりまして、10月8日までに、今のところその予定ですが、2回目の接種を全て終えるような予定で取り組んでいるところでございます。そういった

ことで、教育委員会でもいろんな調整あるいは学校との調整を行ってきているところでございます。

それから、最後に、抗体検査のキットにつきましては、おっしゃられたように、文科省からの通達によりますと、9月上旬から全国の教育委員会に配付されるという予定で、当町にも30セットほどの予定で今後配付されるということです。使用方法については、事前の中では、鼻から検体を取って、30分程度で結果が分かるというような内容でものであります。

ただし、これは使用が限られておまして、全国的な感染状況を踏まえた中での配付となっておりますが、教職員が勤務した後に、その後に体調が思わしくないというような、体調の変調を来したときに簡易的に検査して確認するというものでして、体調が悪くない状況では、使用は認められていないものであります。

ただし、やはりPCR検査が一番正確性というか、そういったもので推奨されていることになっておまして、ガイドラインの通知の中でも、キットの中で、仮に陰性だったとしても、医療機関を受診して再度PCR検査を受けることになるということです。これは医療の逼迫とか、検査の対応がすぐできない場合に補完的に行われるものというふうに認識しておりますので、そういった状況があれば使用していくということですが、いずれ感染を広めないためにも、体調が悪くなれば医療機関を早めに受診する、事前に分かれば学校に来ないというようなことを、保護者とか、教職員も含めて、共通認識を持っていくことが大事ですし、そういったいろんな対応につきましては、学校ともふだんから確認を取りながら、必要であれば、教育委員会から保健所に直接情報を伺いながら取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

丁寧なお答えをいただいたのですが、なぜこの3点をお伺いしたかというのは、実は背景がございまして、皆さんもご存じの女優の綾瀬はるかさんが、抗体検査ではないのですが、抗原検査を3回受けて陰性で、4回目で陽性になったと、こういう事実があるわけです。つまり、抗原検査であろうが、抗体検査であろうが、やっぱり日常ふだんからの対策というのが大事なのだと、このことをぜひご理解いただきたいという思いでお話をしました。

時間がありませんから、質問を変えます。

社会教育施設の開館まで1年を切りました。社会教育施設は指定管理者制度でもって管理運営をしていくと、こういうことで、今、進められているわけです。設置をした目的については、先ほど教育長が答弁で申されたとおりです。

簡単に申し上げます。コロナ禍がいつ収束するかという見通しが立たない中では、指定管理者に全てを任せるということではなくて、今のうちから、町としても主体的に開館に向けての様々な企画、構成、そういったものに取り組んでいく必要があるのではないかとこのように思いますが、簡単にお答えください。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

現在、運営管理につきまして指定管理事業者と協議を進めている中で、やはり利用者の安全対策についても重要な事項でございますので、現在の図書館、公民館で行われている対策以上の対応を、複合施設となるわけですので、いろいろな人の流れ、動線であるとか、接触する共用部とかということがありますので、そういったことを踏まえながら、具体的な感染症対策を取っていただくように、こちらでも確認を取りながら、開館に向けて、例えば、職員に対しての必要な研修等もそこには含まれるというふうに思いますけれども、万全の体制で安全対策に配慮した形で開館の準備を進めてまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

ぜひそういう対応をしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

質問を変えます。

町内でこれまで催されてきました様々な催物の多くは、人の心といいますか、町民の心を癒やすものであったり、あるいは伝統的な行事であったり、観光資源の一つとしても取り組まれてきたわけですが、それが中止や延期を余儀なくされてきました。

そこでお伺いをしますが、このようなコロナ禍の下で、住民の心を癒やす、あるいは地域の伝統などを絶やさない様々な催物の開催というものについて、昨日も同僚議員の質問にあったようですが、収束後を見据えてしっかりと、もう今のうちから考えておく必要があるのではないかとと思いますが、これも簡単にお答えいただければと思います。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

確かに議員おっしゃるとおり、かなりの催物が中止、延期されておまして、中には2年連続延期ということもあって、本当に来年度、実施できるのだろうかということがございます。ですので、保存会などとともに、議員おっしゃるとおり、今後の在り方についても検討して、もう少し地域と寄り添うような形で、開催の仕方も含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

1つ飛ばしまして、8月27日なのですが、達増知事は記者会見で、まん延防止等重点措置が適用されない場合でも、まん延防止適用措置以上の対応が必要であると、このように述べています。同じ8月27日、田村厚生労働大臣は、BS朝日の報道番組に出演しまして次のように述べていま

す。コロナが収束するにはあと四、五年かかる、そう思わなければいけないと。ワクチン接種の効果は約9か月しかない。そういう中で、ブースター接種というものが俎上に上がっていると、このように答えているわけであり。そして、昨日、政府のコロナ対策分科会は、提言を発表しました。それは、今年の11月を目途に、今まで求めてきた行動制限の4項目緩和の提言をしたわけであり。いわゆる県境を越える旅行、大人数での会食、宴会、全国から人が集まる大きなイベントの開催、こうしたものを一定の対策を取った上で緩和すると、このようにニュースで流れました。

そこでお伺いをします。

このように推移している現状を踏まえて、町として、町の基幹産業でもある観光行政ですから、県が緊急事態宣言を独自に出していることを踏まえて、県に対して、人の往来の誘発につながるような、例えば、ガイドンス施設の活用の仕方あるいはコロナ禍におけるこの平泉に合う観光対策と観光政策への助言、これをやっぱり県としてしっかり出してくれと、こういうふうに求めていくことも必要ではないですか。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

当然のことながら、岩手県とは、このコロナ収束後の観光の在り方等を議論しております。ただ、今現在のデルタ株の状況で、ピークアウトしたという一部で報道はありますが、今まで、その繰り返しをしてきているという中では、より厳しいことも必要だろうと。アクセルとブレーキを一緒に踏むような形で考えなきゃいけないことですので、非常に慎重に考えていく必要があるかと思えますし、岩手県とは当然のことながら、平泉町は深く検討を今、やっておるところでございます。

議長（高橋拓生君）

高橋議員。

8番（高橋伸二君）

まだまだあったのですが、時間になりましたので、これで終わります。

議長（高橋拓生君）

これで高橋伸二議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時14分

議長（高橋拓生君）

それでは、おそろいですので、再開いたします。

通告5番、稲葉正議員、登壇、質問願います。

2番、稲葉正議員。

2番（稲葉正君）

通告5番、稲葉正です。

さきに通告しておりました2項目について質問いたします。

項目1、平泉駅東側の開発について。

(1) 観光客や町民が利用できる駐車場を整備する考えはないか。

(2) 河川敷公園や総合運動公園を整備する考えはないか。

(3) 目玉となる商業施設や公共施設を誘致する考えはないか。

項目2、持続可能な開発目標SDGsについて。

(1) 持続可能な開発目標SDGsのゴールごとの達成状況において、特に達成度が低いとされている取り組み、ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」、ゴール13「気候変動に具体的な対策を」、ゴール14「海の豊かさを守ろう」、ゴール15「陸の豊かさを守ろう」、ゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」の5つがあります。異なる職種、分野でも、共通の開発目標を目指すことで、2030年のあるべき姿を創造し協働することが理想と思いますが、町の考えを伺います。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

稲葉正議員からのご質問にお答えをいたします。

平泉駅東側の開発に関して、観光客や町民が利用できる駐車場の整備についてご質問がありました。

観光客や町民が利用できる駐車場につきましては、毛越寺及び中尊寺周辺に町営駐車場がありますし、平泉駅東側にある施設においては、道の駅及び現在県で整備を進めておりますガイダンス施設につきましても、それぞれ駐車場が整備されておりますことから、現状において、平泉駅東側への駐車場の整備は考えておりません。

次に、河川敷公園や総合運動公園の整備についてのご質問がありました。

河川敷公園につきましては、北上川の河川敷に町民農園や船着場、散策路などが整備された平泉地区水辺プラザがありますが、さらなる活用を目指して、今後の親水広場や多目的広場の活用方法について検討を進め、まずは現在ある河川敷公園の充実に取り組んでまいります。

また、総合運動公園につきましては、様々な運動施設を1箇所に集中して整備するためには、広い敷地と多額の事業費が必要であることなどから、現在のところ総合運動公園の整備は考えておりません。

当町においては、現在ある町内に点在する運動施設の長寿命化を図りながら、町民の健康増進を図ってまいります。体育館につきましては、平成30年3月に策定した「平泉町社会教育施設整備基本構想・基本計画」において、整備する際のコンセプトや町内全域から候補地を選定することなどを定めており、第6次総合計画においても新たな体育館の整備を検討していくこととし

ておりますので、財政状況等を勘案しながら、引き続き検討してまいります。

次に、目玉となる商業施設や公共施設の誘致についてご質問がありました。

商業施設の誘致につきましては、現在スマートインターチェンジ周辺の誘致を進めており、コロナ禍の影響により現状は進展していない状況ではありますが、まずはスマートインターチェンジ周辺の誘致を優先して取り組んでまいります。

また、公共施設の誘致につきましては、現在、国に対して国立博物館の誘致を要望しており、その実現の可能性を見ながら、建設候補地については検討してまいります。

次に、持続可能な開発目標（SDGs）に関して、達成状況が低いとされる取り組みについてのご質問がありました。

国連が提唱しているSDGsは、全世界のあらゆる国、そして人が経済・社会・環境における取り組みを推進することによって、持続可能な社会を構築し、誰一人取り残されない社会の実現を目指しているもので、定められている17のゴールの達成は町においても諸課題の解決に貢献することから、「持続可能なまち」を推進するための重要な要素であると考えております。

SDGsの取り組みは、現状においてはまだまだ認知されていない部分もありますので、本町における取り組みとしては、まずは、町民の皆さんにSDGsというものを知っていただく取り組みが必要と考えております。このため、令和3年3月に策定した第6次平泉町総合計画では、基本施策ごとに「生活の中でのSDGs」の項目を設定し、個別施策の推進とSDGsの目標を関連付け、町民及び行政をはじめとするあらゆる主体が理解を促進する構成とし、各分野における施策との一体的な推進を図るものとしております。

国によるメディアを通じた情報発信や企業における取り組みによって、少しずつ啓発がなされている状況ではありますが、町といたしましても「家庭」「仕事」「余暇」などの日常生活の中での身近な取り組みが、SDGsの達成につながっていくという意識付けを進めるとともに、町民一人ひとりがその担い手であることも認識していただくことで、SDGsのゴール達成、すなわち持続可能なまちづくりに関わっていただけるよう、総合計画の目標達成を進める中で、引き続きSDGsについても一体的に啓発を図ってまいります。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

それでは、再質問させていただきます。

平泉駅の駐車場の件ですが、平泉駅を利用する人のための駐車場という意図でお伺いしました。車で来て、電車やバスに乗り換えたり、駅周辺を歩いたり、送迎時に利用できる駐車場を整備する考えはないか。近いところでは前沢駅のような東口があればいいなと思いますが、実現の可能性についてお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

平泉駅の東口についてですけれども、東口の裏側は非常に今、低くなっておりまして、鈴沢の池と通称言われる低地が広がっております。これで、今までも平泉バイパスを造る段階から検討はされてきた経緯はあるのですが、あそこの部分が、ただ単に盛土をすればいいというわけにはいかず、毛越寺を造ったときの重要な船着場の跡ではないかなども考えられていて、大規模な発掘調査等が必要となるということから、平泉駅の東口の検討というのは頓挫しているというような形になっておるといのが現状でございます。

今、西口のほうの駐車場に対しても少ないのではないかとご意見はいただいておりますが、おおむね、大体今回の中尊寺通りの整備等が終われば、ある程度のめどというのは立ってくるかなと思っておりますが、東口に関しましては、今現在、JRともそういう協議はしていないという状況になってございます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

私にしてみると、駅にあって当然の駐車場がないというのは、非常に駅の利便性に欠けるものだと思います。西口の駐車場と申されましたけれども、私の見た限り、せいぜい2台ぐらいしかないと思っておりますが、今後の利便性を考えて、ぜひ駅にあって当たり前の駐車場を検討していただきたいと思っております。

次に、河川敷公園の整備を進めるということですので、子供から大人まで遊んだり、運動したり、くつろげる公園が必要と思っております。まずは、一関のユードームにあるような子供向けの遊具施設を整備する考えはあるか伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

平泉地区水辺プラザですけれども、ここは、北上川の河川敷を河川管理者の国から占用して利用している場所でございます。施設を造るに当たっては、新たな占用申請とかが必要になってきますので、特にもあそこは北上川の川表といいますか、増水した場合にはすぐに水が上がる場所でございますので、ほかの水沢とか、北上とか、川崎なども、主立った構造的なものは、今、造っておらない状況でございますので、その辺は河川管理者と協議しながら、必要な場合には協議をして検討していくということになると思っております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

町民に限らず、近隣の方々が集えるような公園を目指して、検討を重ねていただきたいと思っております。

次に、総合計画にもうたっているようですが、体育館の整備について。

いつまでに候補地を選定するというような計画はあるのかお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今現在、何年度までに建築をする、そして、遡っていつまでに準備をするというふうなスケジュール等については、まだ策定をしておりませんで、現状のところは総合計画に整備を検討するというふうな掲載の中で、スパン的にはこの10年の中で検討するという位置づけになります。ただ、これにつきましても、社会教育施設の整備基本構想・基本計画を策定する中で優先順位というものをつくらせていただいて、今回、社会教育施設を優先して整備しているということになります。財政的な事情もございますので、一気に整備をすることができれば一番いいのですけれども、そういった状況からすると、まずは財政の中で、建築が可能だというふうな判断をできるように至ることが、まず大前提ということになりますので、その財政状況を勘案しながら、この10年の中でそれが可能かどうかを検討していくということになりますので、現状において、いつまでにとすることは想定はしてございません。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

10年の中で検討していくというご回答でございました。体育館を必要とされている方は非常に多くいると思いますので、なるだけ早くの実現に向けて頑張ってもらいたいと思います。

次に、スマートインターチェンジ周辺への商業施設の誘致を優先し、駅東には国立博物館とのご答弁をいただきました。国立博物館誘致について、毎年国への要望は出していますが、さらに実現へ向けた戦略、手だてを展開していく考えはあるか。前にも伺いましたが、平泉駅に加え、一ノ関駅や水沢駅に国立博物館誘致の横断幕や立て看板を掲げる時期はいつか伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（千葉登君）

国立博物館の誘致につきましては、以前にも議員からご質問ありましたが、現状では、中央要望等で文化庁あるいは国会議員等に要望をしているという状況でございます。ただ、今はコロナ禍でございますので、現在は上京はできていないので、要望書の送付ということで、関係する国会議員を通じてお渡ししているというような形になっております。

それから、新たな活動というか、事業というのは、現在のところまだないと。検討中ということでございますが、当面は要望をしていくというようなことになります。

また、横断幕等ですか、駅のほうに、奥州市等の駅にもあるようなものということですが、現在のところは景観等の条例等の兼ね合いもありますので、以前は国立博物館誘致ということで、たしか中尊寺第2駐車場あたりにもあったと思いますけれども、現在のところは考えていないと

いうことをございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

国立博物館誘致について、毎年中央要望は出しているということですが、去年より今年、今年よりも来年というように、一歩でもいいから実現に向けて近づけていただければなと思います。

駅の横断幕や立て看板ですけれども、地元の機運を高めるため、あと将来の夢や希望、国立博物館ができるのだというような明るい希望のためにも、横断幕や立て看板の設置を何とか進めていただきたいと思います。

では、次の項目2に移らせていただきます。

SDGsとは、国連に加盟している193か国が達成を目指す2016年から2030年までの国際目標です。誰一人取り残さないという共通理念の下、17の目標ゴールとそれを達成するための169の具体的なターゲットがあります。あまりにも広範囲にわたっておりますので、その中でも日本の達成度が低いとされている5つのゴールについて、1つずつ伺っていききたいと思います。

1つ目、ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」についての取り組みと達成目標についてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

SDGsは17のゴールということで、今、議員からもお話がありました、その中に詳細なターゲットというものが設定をされております。非常に広範囲にわたる中で、今、ご質問のありましたゴール5のジェンダー平等の部分につきましては、これも非常に広がってはおりますけれども、現在当町において主に取り組んでいるものということが上げられます男女共同参画、これもここに含まれるということで、推進委員会等を設けながら取り組みを進めているところでございます。ただ、これについても、時代の流れによって、今は男女共同参画だけではなくてLGBTであったりとか、そうしたものもここに含まれるということでございますので、どんどん年を追うごとに課題が増えてきているのかなという認識は持っております。そういった意味でも、男女共同参画はこれまでどおり当然取り組んでいきますけれども、さらに、それに付け加えて、ジェンダー平等の部分についても普及活動を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

総合計画の中にもありましたが、SDGsの目標別の個人、家庭でできる取り組みの一例として、家事を平等に分担するとあります。ゴール5の主なターゲットの中に、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価するとあります。家事だけではなく育児や介護についても、啓発が必要

と思います。

次に、ゴール13「気候変動に具体的な対策を」についてお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

ただいまの質問でございますが、今、議員おっしゃったとおり、第6次の総合計画の中に基本目標5「環境と調和した快適で美しいまち」というような目標を立てております。そこで、生活の中でのSDGsの関連部分ということで、併せてそちらのほうにも取り上げさせていただいておりますが、この計画の中では、特に地球温暖化対策の推進、それから、環境負荷の少ないエネルギーの施策の推進など、そういった施策を取り上げているところでございます。具体的に申し上げますが、この中に目標指標というふうなことで様々な形で目標を掲げさせていただいておりますが、この中でも、今、議員ご承知のことと思いますが、特に気象変動の具体的な対策につきましては、一つの市町村もしくはこの国だけのレベルではなくて、もう世界レベルでの課題になっております。ですので、日本のほうでも2050年に、そういった部分で目標を設定しているところでございますが、この中でカーボンニュートラルの推進をまず進めていくために、二酸化炭素の排出を削減していくために、当町におきましては、公共交通のそういった機関の利用、それから、道路の整備など、できる限り歩けるような状況の環境整備、さらには自転車の利用などを促進して、そういう形の中での二酸化炭素の排出の削減を目指していくと。一方では、企業の取り組みにつきましては、もうご承知のことと思いますが、水素を使った車とか、今、電気自動車、そういった企業、それから行政、それから町民の方々、みんな、そのような三位でこのような取り組みを進めていくのが必要かと思われまます。さらに、発電に伴って発生する温室ガスも排出を削減するために、町民の皆様にも節電についての普及啓発を行う。さらには、エシカル消費についての普及活動を行いながら、積極的なエシカル消費を促す。さらには、平泉町にもございますが、平泉地球温暖化協議会との関係団体と連携し、地球温暖化対策をさらに進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

そうですね、CO₂排出をできるだけ減らすというのが基本だと思いますが、ゴール13の現実の課題として、全世界の二酸化炭素排出量が1990年に比べ50%増大しています。人間活動に起因する気候変動が、暴風雨や災害、さらには紛争の原因となる食料、水不足などの脅威をさらに悪化させています。今世紀末には、地球の平均気温が1.5℃を上回るといわれています。今、何も対策しなければ、気温上昇が3℃を超え、あらゆる生態系が壊れてしまいます。さらなるCO₂削減の緊急対策が必要だと思います。

次に、ゴール14「海の豊かさを守ろう」について伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

「海の豊かさを守ろう」という取り組みでございますが、こちらにつきましても、議員ご承知のことと思いますが、こちらの大きな目標としては、生命の源としても様々な天然資源を与えてくれる、そのような海の豊かさにつきまして、こちらをごみによる海洋汚染や魚介類などの乱獲防止など、適切な資源管理が必要であるというような目標になっております。特に、海洋汚染や海の生態系には悪影響を及ぼすプラスチックごみ、このままでは、2050年には120億トン以上が廃棄されるというふうな見込みになっております。国でも、その削減、再利用、廃棄方法などについて世界と連携した対策が今、求められているところでございます。

これにつきましても、先ほどのこちらの第6次の総合計画におきまして、その中での課題にも取り上げておりますし、基本目標、さらには基本施策の中においても、循環型社会の形成や廃棄物処理対策の充実など、そういった施策を取り上げているところでございます。特にプラスチックごみの削減につきましては、世界的にプラスチックごみ削減のために、使い捨てストローやフォークなどの販売禁止など様々な政策が行われております。日本でもレジ袋の有料化が義務化されており、代わりに生分解性のプラスチック製や紙製のものが、今、普及し始めているというふうな民間での取組などが行われております。

そこで、当町におきましては、海洋汚染の原因となる大半が内陸部の水質汚濁等であることから、問題の重要性をやはり啓発しながら、住民意識の高揚に努めて醸成を図ってまいりたいと思います。さらに、先ほどお話ししましたプラスチックごみの削減に向けては、さらにマイバッグのそういった普及啓発、利用などを推進してまいりたいと思いますし、河川における不法投棄防止活動などを通してながら美化運動を積極的にを行い、間接的な海洋保全の推進につなげてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

そのとおりでございます。レジ袋やプラをできるだけ使わないような啓発をしていただきたいと思っております。

海洋プラスチックの重量が、魚の総重量を超えているとまで言われています。世界の海に流れ込むごみの量の増加が、環境と経済に大きな悪影響を及ぼしています。生物多様性を損なうだけでなく、ずさんな海洋管理による魚の乱獲もあり、漁業部門の利益損失が年間5兆円にも及ぶと言われております。海洋資源を保全する持続可能な開発目標が必要だと思っております。

次に、ゴール15「陸の豊かさも守ろう」についてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

ゴール15の「陸の豊かさを守ろう」につきましては、陸域生態系の保護であったりとか、回復持続可能な利用の推進、あと大きなのは持続可能な森林の経営などが上げられるというふうに考えてございます。こちらにつきましては、森林が今、全国的に荒れている状況の中で、新しい制度として森林経営管理制度に基づく森林整備なども始まってまいりますので、当町としても、それらに取り組む中で森林資源を確保していく、自然を保護していく、こういった活動に取り組むということにさせていただきます。なお、鳥獣被害の問題もここに含まれるかというふうに思いますし、当町として特に他に比して特徴的なのはやはり東稲山麓の農業システム、これを世界に発信をしながら、中山間地域としてのすばらしさ、農業経営のすばらしさ、自然のすばらしさ、これを全国に、世界に発信をしていく。こうした取り組みが非常に重要かというふうに思いますので、それらを通じて、この取り組みの目標達成に向かっていきたいというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

ゴール15につきましては、2010年から2015年の5年間で、世界では330万ヘクタールの森林が失われています。毎年、干ばつと砂漠化により1,200万ヘクタールの土地が失われています。これは日本の国土の3分の1に当たります。1年間に2,000万トンの穀物が栽培できる面積になります。およそ8,300種の動物のうち、8%は絶滅し、22%が絶滅の危機にさらされています。人間の活動による気候変動に起因する自然災害は、既に未曾有の被害をもたらしています。持続可能な形で森林を管理し、土地の劣化を食い止めることが必要と思います。

次に、ゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」についてお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

ゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」の部分につきましては、これについては、町民の皆さんに協力をお願いするというのもそうですけれども、それぞれの主体が主体的に自分たちができることを取り組もうということを通じて、パートナーシップというふうに捉えることができるかなというふうに考えてございます。

まずは、答弁の中にもありましたけれども、SDGsに興味を持っていただくということから、現状は始めなければならないかなというふうに考えておきまして、町民の皆さんには、総合計画の概要版の中では僅かしか触れておりませんので、さらに17の取り組みについて、身近なところから、実はSDGsに向かっているというふうな認識を持っていただくための周知を、全戸配布等を通じて行ってまいりたいというふうに思いますし、なお、このSDGsについては、これが提唱されてから活動が始まったというわけではないというふうに考えておきまして、行政の主たる目的は、誰一人取り残されない社会をつくっていく、これはもともとの行政の目的でございますので、言ってみれば、このSDGsの前から既に取り組んでいるものも、こういった目標には

向かっているというふうに考えておりますが、とはいっても、SDGs というものが今、民間も含めて、かなり商業等も含めて発信されている状況でございますので、機会とすれば非常にいい機会だろうというふうに思っております。町民の方々に分かりやすいように、17のターゲットをかみ砕いた中で、こういったものが目標達成につながるというふうな周知を図りながら、役場としてできること、それから、町民として町民の方にご協力をいただきながら取り組んでいただけること、そして、会社であったり、地域であったり、家族で取り組むこと、こういったものを通じてSDGs の達成に向かっていく。そして、それは町としては、町の総合計画の達成に同時に向かっていくのだというふうに考えておりますので、SDGs だけの取り組み、そして、総合計画だけの取り組みということではなくて、一体的に目標達成を目指していく取り組みとして周知をしながら、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

町民への周知をさらに進めていただきたいと思います。

以前に、職員の方々への勉強会や研修会を行うというお話をいただきましたが、状況をお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

まず、SDGs の担当部署はまちづくり推進課になりますが、まず、当課の職員が4市町連携、栗原、登米、一関、平泉町と連携する中で、SDGs も一つのテーマに上げられておりますので、この4市町連携の中で、まずは研修に参加をしているというところになってございますが、今後、今の答弁の中でも、いろいろ他課にまたがる部分あるいは広がる部分がありますので、庁舎内の意識統一、これも必要かというふうに考えております。職員での研修等も含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

SDGs を達成するには、政府、住民社会、科学者、学会、民間センターを含む全員の結束が必要であると思います。民間企業による変革力に期待して協働していくべきと思います。

最後に、SDGs の17の目標に無縁な人は、地球上に誰一人いません。これらの問題を自分事として考え、行動を起こさなければ、様々な問題、課題はより深刻化していきます。よりよい未来を目指すため、世界共通の17の目標に向け取り組んでいくことが大切だと思います。

以上で私からの質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで稲葉正議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

13時より再開いたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告6番、阿部圭二議員、登壇、質問願います。

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

通告6番、日本共産党、阿部圭二です。

質問やらせていただきますけれども、最初に介護の一般質問をこれからやるわけですが、この質問が町民からの声で私自身も少し勉強させていただきましたし、ぜひ町のほうにも考えていただきたいなということをもまず述べておきたいなと思います。平泉町ではヤングケアラーとか、そういう部分はどうか分かりませんが、できるだけ町民の声に応えていきたいと思えます。

それでは、質問事項は3点あります。

1点目、介護におけるケアラー支援について。

本来、大人が担うと想定されている家事や介護を行う子供、若者ケアラー、ヤングケアラーや働きながら家族を介護する男性ケアラーの町内の実態について把握しているか伺います。また、それらのケアラーへの支援が必要と思うが考えを伺います。

2つ目の質問事項としては、農業支援についてであります。これは2点あります。

新型コロナウイルスの感染拡大が続き、今年も米価の下落が懸念される。支援策が必要ではないかと考えを伺います。

2つ目、農業者の高齢化が進む中、新たな農業者をつくることも必要だけれども、農業を引き継ぐ後継者への支援も必要ではないかと考えを伺います。

最後の3点目ですけれども、児童生徒やその家族への支援についてです。3項目あります。

たんの吸引や人工呼吸器の管理など、医療的ケアが必要な子供とその家族を支援する目的の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が6月に成立しました。平泉町としてどのような支援を検討しているか。

2点目、ひとり親、多子世帯、生活困窮者への支援を行っているNPO法人の調査では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、親の7割が収入減となったと。町内の実態について把握しているか伺います。

3点目、新型コロナウイルスの感染症の感染拡大の影響で学校の健康診断で要受診とされているが医療機関による再受診を受けない子供が増えているという。町内の実態について伺います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

阿部圭二議員からのご質問にお答えをいたします。

介護における「ケアラー」支援についての質問がありました。ご質問の介護におけるケアの内容は、身体的な介助から家事、外出の付添い、病院や施設へのお見舞い、声かけや見守りなど多岐にわたり頻度も様々であり、その実態を定量的に把握することは困難と考えますが、要介護認定を受けている在宅の高齢者等につきましては、介護支援専門員、ケアマネジャーによるケアプランによりサービスを受けている方が多く、要介護者とその家族の問題に直面しやすい状況にあります。

町内において介護をしているヤングケアラーの存在について、ケアマネジャーから報告、相談を受けたことはありませんが、必要に応じて介護福祉サービスを適切に届けられるようケア会議を開催し対応をいたします。

町内の男性ケアラーの実態についてですが、町内の要介護認定者を全て調べることはできませんが、令和2年度在宅高齢者等介護手当支給者における男性の割合は、71人中26人となっており、配偶者、親、兄弟等に対する介護となっております。

男性が介護などに参加することはジェンダー平等や男女共同参画社会実現のために歓迎、期待されておりますが、一方で男性ケアラーは独りで介護を抱え込む傾向があると指摘されております。男女が共に仕事と育児や介護を両立することができるような社会環境を整備することは、男女共同参画社会実現のための重要な課題であり、今後も介護者支援の充実を一層推進してまいります。

次に、農業者支援についてのご質問がありました。

まず、米価の下落が懸念され、支援策の必要性についてであります。2021年産の主食用米の作付面積は4月時点での試算では最大3万7,000ヘクタール減にとどまっておりますが、飼料用米などへの転換を強化したことにより最大6万5,000ヘクタール程度減の見込みとなり、需要均衡に必要とする最大6万7,000ヘクタールの削減をほぼ達成する水準となったところであります。

一方、2021年産米の需給の目安となる2022年6月末の民間在庫量は210万トンの見通しであり、適正水準の180から200万トンを上回り、作況などによっては余剰感が出る可能性があることから、2021年産米の米価下落が現実味を帯びてきていると認識しております。

2020年産米に続き下落となると農家の生産意欲を後退させ、離農の増加が急激に進むことが懸念されます。このような状況から、米の価格動向を注視し、農家の経営安定の支援について、機会を捉え国や県に要望するとともに、一関再生協と協議しながら支援策の必要性について検討してまいります。

次に農業を引き継ぐ後継者への支援の必要性についてであります。2020年の農林業センサス

によると、当町では農業経営体数は5年前から18%減少するなど、経営が継承されないまま高齢農家の離農が進んでおり、担い手確保は重要な課題と捉えております。

農水省では、農家の経営継承に最大100万円を支援する新事業「経営継承・発展的等支援事業」の公募を始めており、この事業は親元就農を含め、担い手の確保に向けた円滑な経営継承を後押しするものであります。この事業による補助を希望する方がいる場合は、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するためにも、本事業を実施し支援してまいります。

次に、医療的ケアが必要な子供とその家族への支援についてのご質問がありました。

日常生活や社会生活を営むため、常に人工呼吸器による呼吸管理や喀たん吸引、その他の医療行為が必要な医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策、その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止と安心して子供を産み育てることができる社会の実現に寄与することを目的とし、令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立いたしました。

医療的ケアが必要なお子様については、従来の障害児福祉サービスの中で、訪問看護や居宅介護、障害児通所支援などで対応できるものと考えております。また、令和3年度より在宅での生活が継続できるよう、停電に対応するため発電機を購入し必要な方へ貸出しを行う事業を開始しております。

家族支援につきましても、医療的ケアが必要なお子さん方の交流の場を設け、様々な相談を受け、障害福祉サービスが必要な場合は、地域の相談支援専門員につなぎながら対応してきたところであります。

今回の制定で新たに示されました保育及び教育の拡充につきましては、専門職員の配置が求められていることから、今後、必要に応じて関係機関と協議してまいりたいと考えております。

また、令和3年3月に策定いたしました第2期障がい児福祉計画では、医療的ケア児に対する支援に関する協議の場の設置や医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置について取り組みを進めてまいります。

次に、ひとり親、多子世帯、生活困窮者への支援を行っているNPO法人の調査では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、親の7割が収入減となった。町内の実態について把握しているかについてのご質問であります。

ご質問にあったNPO法人は議員ご承知のとおり、子供の貧困対策の一つとして食料支援などを行っている法人であり、今夏、支援先の全国の家庭約2,400世帯を対象にアンケート調査を行い、1,469世帯からの回答を得たものであります。

調査のまとめと提言においては、2021年度も収入が減少しそうという家庭が7割となり、困難な状況の継続や深刻化が予想されることや、二人親家庭も、ひとり親家庭と同様に困窮し、子育て環境、健康等に大きな問題を抱えている状況であること。また、今、家庭が最も求める支援は、生活と生命を支えるための速やかな現金給付であることなど、家庭が抱える様々な不安や支援を

求める声が寄せられている内容のものであったと認識をいたしているところであります。

当町では、このような家庭に対しての実態調査を実施しておりませんが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により生活が困っている方や家庭に対し、国のコロナ対策に係る「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」支給事業を速やかに実施しているところであります。

また、社会福祉協議会との連携においては、ご家庭で余っている食品を提供していただくフードバンク事業を展開する一方、ひとり親世帯や食料が必要な方への支援として、民生委員児童委員と協力しながら食品を無償で提供するフードパントリー事業を8月に実施したところであります。

このほか、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う相談を通して、生活資金における特例貸付けとして、緊急小口資金や総合支援資金の活用、さらには就労相談などを随時行っているところであります。

今後も国などのコロナ対策の施策等を活用しながら、コロナ禍で困っている家庭や生活困窮者への切れ目のない支援ができるよう関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

私からは教育委員会の立場からご質問にお答えいたします。

まず、介護における「ヤングケアラー支援」についてのご質問でございますが、昨今、社会問題として取り上げられている「ヤングケアラー」について、可能性のある児童生徒がいないか各学校に確認したところ、平泉小学校、長島小学校の両校では実態の把握や調査を行っていませんが、現状では該当する児童は見受けられないとのことでした。

また、平泉中学校では、詳細な調査は実施していないものの、家庭調査票や日々の生活の状況から2名の生徒について見守りを行ってきました。うち1名は、家庭環境が変わったことによりケアラーとしての問題は解消しておりますが、もう1名は関係機関との相談や支援を継続中であることを確認しています。

学校の対応としましては、児童生徒の様子を注意深く観察し、変化があれば積極的に声をかけ、不安や悩み事の相談を受けるなど、早期に発見し、メンタル面での支援を行うことが大切です。児童生徒が家庭環境に左右されずに学校生活を送り、安心して教育を受けることができるよう、学級担任や養護教諭だけでなく、教職員一人一人が「ヤングケアラー」の認識やプライバシーに配慮した対応などの知識を深めること、また、必要に応じて福祉による適切な支援につないでいくことが重要だと考えております。

次に、医療的ケア児及びその家族に対する支援についてのご質問でございますが、学校は子供たちにとって学びを深める場であるとともに、現実の社会との関わりの中で毎日の生活を築き上

げていく場でもあり、障がい等の有無にかかわらず誰もが支障なく豊かに学校生活を送ることができるような環境を整える必要があります。

このことから、学校における医療的ケア児の教育に当たっては、児童の安全を確保するため、家族の付添いがなくても学校生活を送ることができるよう看護師等の専門職員の配置や施設のバリアフリー化を進めることが重要であると考えます。

また、医療的ケア児の教育の場の決定について、入学前から医療的ケア児の保護者を対象とした教育相談や教育支援による合意形成に努めるとともに、希望に沿った対応を行うため、医療、保健、福祉など関係機関と連携しながら支援の取り組みを進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による学校の健康診断についてのご質問ですが、学校における健康診断は学校教育法及び学校保健安全法に基づき、児童生徒等の健康の保持増進を図るために毎年行われております。

平泉町では、内科・歯科・耳鼻科・眼科の各健診については学校医による集団健診を行い、尿検査・心臓検診・脊柱側弯検診・生活習慣病予防健診・血液検査については、岩手県予防医学協会への委託により実施し、今年度は6月末までに全ての健診が終了しています。

8月末現在の再診の状況について、各学校に確認を行いましたが、受診率は令和元年度と令和2年度と比較し大きな変化は見られないとの回答を得ております。

現状では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による受診控えはないものと考えますが、児童生徒の健康増進のため、健康診断の事後措置につきましては、受診状況を注視しながら適切に対応してまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

質問項目に沿って再質問のほうをさせていただきたいと思えます。

まず、アンケート等というのはやってないようなことは言っておりましたけれども、学校等でのアンケートの必要性というのは考えておりますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

アンケートというよりは、日常の相談の中でそういう生活の変化に気づくということと相談によって把握すべきものというふうには考えております。つまり、ヤングケアラーの問題に関しては、家族で必要な方の世話をしているというような状況がありますから、それが果たしてその学校生活に支障のあるものなのかというようなことがまずあるわけです。

家族で一緒に世話をして、愛情を持って世話をすることも必要なことだというふうには思いますので、そこがなかなかそういったことの負担がもしあるということで、それがなかなか学校の中で訴えが誰にもできないというようなところが問題だというふうには考えますので、した

がいて、まず学校の対応としましては、そういうことを気軽に相談できるような信頼関係をまず先生方が築くということが最初に必要だということです、アンケート、これだけについてのアンケートというのは考えられなくはないと思うのですが、学校としてというよりはむしろ介護に関する町としてのアンケートの中でそういった実態がつかめればいいのかというふうには考えております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

実態が分からないとなかなか、ただ、私は生徒がすぐに相談できるとはとても考えられないのですよね。何かあっていよいよをもって困ったときに誰に相談するのかといったときに、果たして先生に対して質問できるか、養護教諭に対して相談できるかというのはとても疑問に思う部分もとてもあります。

そこでなのではございますが、相談の窓口としても、またアンケートを活用するという部分でも、今、1人1台のタブレットを持っているわけなので、そこを利用して活用していくということが可能なのではないかなと思うのですが、奈良県の教育委員会では生理の貧困も含めて、中学生、高校生まで含めて幅広くアンケートを実施しているようなこともお聞きしております。そういう部分で平泉町でも可能ではないかと思うのですが、いかが考えますか。

議長（高橋拓生君）

岩渕教育次長。

教育次長（岩渕嘉之君）

タブレット端末の活用アンケートということですが、介護とかそういう生理の貧困とかに限らず、いろんな形でのアンケートというのは、そういうタブレット端末を活用して可能だとは思いますが、問題はどうか把握するかということに関しては、必ずしもアンケートだけではないのかなというふうには思うわけです。

ご質問の内容で申し上げますと、そういう対応は可能ではありますけれども、学校での活用がまだ今進められておいて、今後、そういうアンケートにも活用はできるという状況にはあるということでございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

今回、アンケートの部分で言いましたけれども、メールのような部分での相談やそういう部分でも可能ではないかと思われまして、その活用方法の一つにそういうこともできるのではないかと考えております。

先ほどの質問も変えますけれども、ヤングケアラーへの支援の部分では、いろんな部分の人たちと相談しながら、確かに私もそのとおりだと思いますし、なかなか一人では何ともならないということでチームを組んでいくような形というのがとても必要ではないかと思うのです。それ

と含めて、教育委員会のほうも入ってというような形になると思うのですが、そういう形の支援ということになるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕教育次長。

教育次長（岩渕嘉之君）

今のご質問というのは、教育委員会だけでなく福祉関連との連携というような趣旨でしょうか。

先ほど申し上げたとおり、やはり学校の状況では学校に相談していかどうかも分からないというような状況もあるということでしょうし、申し上げましたとおり、こういう意外とデリケートな問題と申しますか、プライバシーに関わる問題ですから、やはりそういう民生児童委員等がその地域の中で介護を受けている方がいて、その中には児童生徒も介護している方がいるというような実態をもしそういう情報が把握されているということであれば、当然ながら教育委員会でもそういう情報を基に実際そういうものを活用し、活用と申しますか、参考にしながら取り組みを進めていくことは必要だというふうに考えます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

実際、そういう方がまだいないという部分とまだそれが発掘されていないのか、そこら辺は分からないですけれども、そういう部分でもみんな支え合うということがとても重要になるのかなと思います。

先ほどタブレットで話してはいなかったのですけれども、現状、今、タブレットは自宅へ持って行っていないわけですが、いずれ自宅へ持っていくという形になると思うのです。そういう部分では、現在、自宅で、自宅から学校に出ていないというか、引きこもっているような状態の方々、そういう方々に対してもタブレットというのは活用していくことというのは可能なのでしょうか。

そして、また、そういう人に対してのタブレットを使っての出席扱いみたいな形というのはできるのでしょうか。これはヤングケアラーがもし学校に行けない状態になり、休むような形になったり、半日休んだりというような形のときに、その部分でも出席扱いということも可能なのではないかと思います。いかがなものでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕教育次長。

教育次長（岩渕嘉之君）

今のご質問は不登校の児童生徒に対する対応ということだと思いますけれども、タブレット端末を活用してやはりそういう学校に出てこられないという状況の中では、そういう教育的な部分で支援するために、一つのツールとして自宅にいたがらも学習できるような対応が考えられます。

しかしながら、それはあくまでもやはり集団生活、学校に登校してほしいというわけですので、

できるだけそういうふうに学校での生活を出てくるように促しながら、必要に応じてその教育の遅れが生じないようにそういう二次的な形での活用というようなことは考えられるかというふうに思います。

いずれ、まだそういう具体的な活用はないわけですが、ご質問のもう一つのそれをもって出席したというような扱いというのは、まずはそこまでは考えられないというふうに現時点では思われます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

今、現状でコロナ禍の中で、タブレットを使って出席扱いにしているようなところというのは現状あるわけですよ。そういう部分では、もしかしたらそういうことも可能なのではないかと私自身は思うのです。

平泉町では、そこまでやっていなかったという部分はあるのでしょうけれども、いずれそういうことも必要ではないかと思われます。確かに検討していく必要はあると思いますし、さらなる出席してもらうような手だてというのにも必要だと思いますし、相手の心に沿ったような形の支援というのが必要なかなと思います。

そういう部分でも、今回、このヤングケアラーという部分の話なのですが、支援の部分の条例というのですか、そういう部分をつくっているところもあるわけなのですが、平泉町でもそういうことを検討していく必要があるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

ケアラーの支援条例の関係でございますが、これも議員ご承知のことと思いますが、国内で一番早くできたのが埼玉県のケアラー支援条例ということになっておりまして、その後、町でもつくっているところで、多分、今、全国で3か所ぐらい、これに関する条例ということになるのですけれども、ヤングケアラーも含めてなのですが、実は国のほうで先ほどお話がもしあったかもしれませんが、国のほうでヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームの報告がつい今年の5月17日にまとまったところでありまして、その中でヤングケアラーの定義の中では一つは、今、小中学校の話が中心になっておりますけれども、18歳から下の方々と、ケアラーに関しましては、当然介護の部分もございまして、自分の弟とか妹とか、そういう兄弟を見て学校に行けないと、そういうケースも当然ヤングケアラーになります。

これにつきましては、基本的にたとえ条例を制定した場合であっても、この受皿をどうするかというのが一番の問題になります。結局、そういったヤングケアラーとして子供の面倒を見たり、介護をして学校に行かなかった、いわゆる登校できない、ましてや18歳ぐらいになってくると今度は大学進学も親の介護のために行けないと、そういうふうな問題が今、全国に出てきているところではあります。先ほど教育次長が申し上げたとおり、家庭でのお手伝いという認識なども

その家庭の中ではもしかしてあることから、潜在的に表に出にくい課題ではないかなと思います。

小さい頃から子供に例えばおじいちゃん、おばあちゃんのお世話をするのだよとか、例えば、子供もそれはお手伝いだというふうな意識の中で学校に聞かれても、これは本来はこういうことではないのだよというような、そういった形を一概に学校の先生方も含めて周りの指導者がそう言えないという兼ね合いがあります。

ですので、そういったことが国の報告の中でもございますし、国のほうでもその関係機関、厚生労働省とそれから文科省などで、まずヤングケアラーというふうな課題、問題があるのだよという周知をしながら、併せながらその受皿、いわゆる介護支援員とか家のことであれば子供がやるのではなくて、そういった介護支援員の増員とか、そういった家族以外の方々がその家のお世話をするというような、そういうふうないわゆる基盤、体制づくりをやっぱりつくっていかねばいけないというふうなこともあることから、簡単に、簡単にとは言いませんが、条例をつくりながら、その受皿をどうするかとか、そういった様々な部分を精査しながらでない次のステップというのはなかなか難しいのではないかなと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

確かに、今言われたとおり、とても難しい問題だし、デリケートな問題だと思います。この段階で、何というのですか、支援条例といたしましたけれども、現段階では多分、支援のマニュアル程度から始まっていくのかなと思っております。

そういう部分では、家族等の介護の看護、世話、見守りなど、本当に無償で担うということというのはとても重要だし、子供にとってもいい部分も悪い部分もとてもあると思いますし、そういう部分でその子供を支援する自治体というのも確かに生まれています。

その中で、何というのですか、いや応なしに始めたという部分では、神戸市では神戸若者ケアラー相談支援窓口、6月1日ですからこの間ですけれども、開設したのですが、これは何のためにやったかと言ったら、去年の10月に同居し始めた祖母との介護で、自分は保育所でしたか、で仕事をしていたのですけれども、仕事と介護に追い込まれて祖母を殺すという事件があって、その部分があって神戸市では先につくったみたいですが、そういうことがある前にぜひできる限りの支援というのは町でもしていきたいなと思います。

その中で、まずは認識をというか、みんなに知らせる活動が必要かなと思うのですが、例えばポスターやチラシとか、そういう部分から入っていくのがいいかなと思うのですが、どのように考えますか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

ヤングケアラーの啓発ということでポスター、チラシというふうなお話でしたが、こ

れらにつきましても、これからの国の動向を見ながら、注視しながら、そこと連動しながら必要な部分についてはそのような取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

昨年の初めからというか、一昨年が終わりにからなのですけれども、コロナ禍ですずっと来ているわけですけれども、我々自体もとても苦しい中でやっている部分で、ケアラー自身はやっぱり苦しいのだろうととても思うのですが、そういう部分での支援の必要性というのは感じないでしょうか。いかが考えます。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

コロナ禍におけるケアラーの支援の必要性ということになりますが、コロナ禍によって例えば家族の方が在宅とかというふうな部分になっておりますので、逆に家族、両親が仕事のために不在だとか、そういった部分でよくヤングケアラーの問題などが出てきていますので、こういった問題につきましても、今、包括支援センターも含めながら様々な、いわゆる介護の部分とかダブルケアの問題とか、そういった部分もございますので、そういったところで関係機関のほうに情報とか、そういった部分を先ほど次長が申し上げましたが、民生委員とか、そういった区長さんとか、そういった地域の方々をお願いしながら、そういう情報があれば提供していただくというようなことで考えているところでございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

とても介護の部分というのは、まだ平泉自身が都会というにはちょっとまだ程遠いと思うので、女性への負担というのはかなりあるかなと思うのです。その中でもかなり男性が3割、3分の1程度は男性が介護をやっているという現状もあったのですけれども、蔓延しているこのときにですけれども、子供や若者、女性、基盤が脆弱な人々に例えば集中していくのだろうと思うのです。

そういう部分も含めて、何とか町としての支援というのも必要なと思いますし、中には支援を逆にしないでくれという人たちも出てくる可能性というの、自分の家庭を見られたくないとか、そういう部分も入ってくる可能性もあります。本当難しい部分かなと思いますので、なかなか厳しいかなと思います。その中でも、うまく相談しながら支援のほうをしていっていただきたいなと思います。

介護全般のほうに入りたいと思うのですけれども、介護保険制度では同居して介護する家庭への支援というのはできないというのは本当でしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

介護保険制度の運営につきましては、当地域は一関地区広域行政組合のほうで運営しているところではありますけれども、この介護保険制度でその同居というものは、その介護が必要な方がいらしたときに必要な介護サービスを利用するための制度だと思imasるので、同居して介護、家族への介護というものについては、介護保険制度というのは、その介護が必要なご本人さんへのサービス提供になっておりますので、その同居する家族への介護というところでは該当にならないのかなというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

ということは、同居家族がいる場合、要介護者の家事なんかの生活援助サービスが利用できないということになるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

介護保険制度の中での生活援助サービスというのは、例えばホームヘルパーさんとか、そういうことでよろしいでしょうか。

その要介護となった方への生活援助につきましては、その方のやっぱり身体状況ですとか、能力、身体状況やどのぐらいできるのかとかということやケアマネジャーさんとか、相談員さんと相談をしながら、そういう中でどのようなサービスが必要かということや具体的に相談していくと思imasるので、要介護者への、何というのでしょうか、同居家族がいれば要介護者さんへのサービスができないというような、何というか、その方、その方で状況が違ふと思imasるので、そこは各自の状況によってケアマネジャーさんと相談しながら対応していくものと思imasので、

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

平泉町でも71人中26人が男性ということで、ケアしている方の半分ぐらいは多分働いているのではないかなと思imasのですけれども、働きながら介護する方々にとって何が援助という部分、平泉町で援助できるかという部分や考えたときに、私がもし仕事しながら介護をする羽目になったときに、働きながら収入を得ながら介護もやっていきたいと思imasるときにどんな支援を受けられるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

やはり働きながらご家庭で介護をされている方もたくさんいらっしゃると思imas。介護が必

要になった場合につきましては、先ほど町民福祉課長もお話ししましたが、平泉町にも地域包括支援センターがございます。高齢者の介護ですとか、生活の様々な問題等の相談を受けていただくそういう相談センターがありますので、そういうところにご相談をいただきながら、必要な介護保険のサービスですとか、それから平泉町で実施しているサービスなど、例えば床屋さんのサービスだったりとか、それから配食サービスだったりとかというような町でやっているサービスなども組み合わせながら、介護される方の負担を幾らかでも軽減できるような相談等を受けながら対応していければいいかなというふうに思っております。

また、一関地区広域行政組合のほうで策定いたしました第8期の介護保険事業計画の中では、高齢になっても住み慣れた地域でできるだけ自立した生活が送れるようにということで、できるだけ自分で介護予防に努めたりとか、あとは住まいとか、生活とか、そういうところを地域全体でまた関わっていくような地域包括ケアシステムのほうの構築などにも取り組み推進をしていくような計画となっておりますので、そういうところで働く方々への介護についても環境整備がされていくのではないかと考えております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

全国社会福祉協議会の調査なのですけれども、大体全国で介護を必要だと言われているような人たちどれくらいあるのかということで、一応、統計が出ているわけなのですけれども、調査が約390万世帯というか、70歳以上の寝たきりの人は約20万人、そして嫁が49%、半数が介護をしていると、次に妻がと、3番目で娘というふうな形になっているのですけれども、1年以内に働いていた方も辞めてしまうという方々が約1万人ぐらいいるのです。

これは何ともなくなっておまえが取りあえず辞めろよと、俺は仕事やるからと旦那が言うわけなのでしょうけれども、そういう形になって何とか介護をやっていかざるを得ないと、収入減になって、妻がなれば男性の夫がそういう状態になるわけですけれども、とても本当厳しい状態になるわけです。

何とか支援という形、何がいいのかというのは私自身もまだまだ勉強不足で分からないのですけれども、相談しながらもぜひ仕事しながら、そういう部分ではこの「ながら」という形態というのはとても重要なことと思うのです。

約半分が介護になっていると、なると、「ながら」ではないととてもではないけれども、その人たちはどこへ行くのかということになると思うのです。だからこそ、自分たちが息継げる場というのですか、そういうふうなときをつくる時間が必要かなと思うのですが、そういう形の支援というのはいずれこの辺でも必要になると思うのですが、考えていくことはできないでしょうか。一休みできるというか、働いていても何とか少し面倒見られるよというような形の支援というのは可能ではないのでしょうか。そういう部分がとても重要だと思うのですが、いかが考えますか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

働きながら、例えば学校に行きながら、いろんな「ながら」があると思いますが、先ほどもちよっと条例のところでお話させていただきましたが、基本的に今、少子高齢化というような時代の流れの中で、やはり家庭の中で当然ケアの問題、そのケアも介護のケア、それからダブルケア、そういったものが様々な今、家庭内でのそのケアの在り方というのがやっぱり問題になっているかと思います。

今の言った「ながら」もそうなのですが、最終的にはやはりどうしたらそういった様々な課題に対してきちんとした対応ができるか、つまりその対応策が今、国のほうで問われている部分なのではないかなとは思っています。

それが国で言うプロジェクトチームで、潜在化してなかなかその家庭のことを外に行って、うちの家庭はこうだからというようなことが子供たちは言えない、そしてその両親もどこの家でもやっているからそれはしようがないものだというようなことで、なかなか表面化しにくいというふうな問題があるかと思います。

ですので、まずはそのそういったことを言えるような、それは例えばそれは自分一人だとなるとなかなか言えないのですが、やはりそういう問題を持っている家庭があるということが分かるだけでも、共通認識の中で実はこうなのだというようなことを共有できて、それが実際この社会の中では問題なのだというようなことをまず表面化した上で、国も当然そのようなことはもう承知していることだと思いますので、そういった部分での受皿、つまりその家庭に入ってお手伝いできるような仕組み、家庭の中での子供が犠牲になるようなことのないような、そういう仕組みがまず第一にあるべきだと思いますので、その動向を見ながら対応を考えていきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

とても難しい問題で、ながら、いろいろ仕事しながらとかそういう部分というのは、これは悪いことばかりではなくて、「ながら」でやるとノイローゼになりにくいとか、四六時中介護しているわけではないので、とても本人にとってもいい状態がつけられるという部分ではとてもいいことだと思いますので、ぜひ国の支援が今考え出したばかりだと思いますので、いずれそういうのが下りてくるかなと思います。

続いてなのですが、障がい者の親への長期にわたる支援の必要性という部分では、どのように考えておりますか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

障害をお持ちの方の親御さんへの支援ということでございますけれども、現在、保健センターのほうでその障害福祉サービス等の事務を担っております。そういう中で、確かに長期にわたる

お世話といたしますか、支援というふうになると思いますけれども、保健センターといたしましても、できるだけその親御さんの相談、そして障害をお持ちの方で障害福祉サービス等を利用されている方については相談員さんもおりますので、そういう相談員さんへの相談を行いながら、そのライフステージというか、お子さんのときから障害をお持ちであれば小さいとき、そして幼稚園や学校、そして社会というふうな形でそのライフステージに合わせて必要な関係機関のほうにつなげながら支援していく必要があるかというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

なかなかこの部分も難しい部分かなとは思いますが、時間もちょっとなくなってきましたので、農業支援のほうに移っていききたいなと思っておりますが、かなり安くなる見込みというのは多分、私だけではなく皆さんも気づいているかなと思っておりますが、21年産米、概算金は南のほうでなのですけれども、三重、千葉、茨城などの早場米の出荷が始まって、そのこの価格が出ておまして9,000円台、60キロで9,000円台に大暴落する危険性があると。

この辺は東北なので大体9月上旬なので、この議会が終わったあたりか、その辺に価格的には出てくるとは思うのですが、ものによってもいろいろばらばらで、あきたこまちで60キロで6,000円から6,400円、それからコシヒカリも4,500円のマイナスで7,800円と出ております。

これは農民連の新聞ですけれども、そういう形で軒並み2,000円、3,000円と下がってきているのですけれども、平泉町として支援してほしいという部分は考えていきたいと言っていました、この二、三千円、60キロで二、三千円にもなる部分のその価格というのは補填できるのでしょうか、平泉町としては。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

2021年産の生産量は700万トンを下回り、需給が均衡する水準に近づいたことから、新型コロナウイルス禍の影響で消費が低迷し、在庫が積み上がる中、米価の大幅な下落は回避できる見通しになったと農林水産省では公表しているところであります。しかし、議員さんおっしゃるとおり、概算金が各地で公表になってきており、各地で引き下げられている状況であります。

2年連続で価格が下がりますと、やはり農家の生産意欲が減退することも十分考えられるわけであり、生産者が米作りに取り組み、水田農業を将来に継承していただくことが重要であると考えているところであります。

米政策は一関地方農業再生協議会で実施してきていることから、支援政策の必要性についてもその協議会で協議していきたいと考えているところであります。いずれ、まだ個々の概算金は示されておりませんので、今後も米の価格の動向を十分注視しながら進めていきたいと考えているところであります。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

国もこのまま行くとは思えないので、何がしかの支援というのがある可能性はあるのですが、できるだけ早い段階で町のほうでも農家の方々への支援という部分で、去年もやっていますので、今年もぜひ安心しろよという部分でも出していただければいいかなととても思っております。

それから、農業者の高齢化が進んで農業従事者が減ってきているという部分で、端的に言って農業機械の補助という部分、そういう部分は平泉町ではできないでしょうか。やっている市町村もあるのですが、可能かどうかお聞きしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵省一君）

農業機械の購入支援につきましては、農業を継続していただくためには一つの策だと思っております。国の経営継承・発展等支援事業では、条件はありますが機械購入についても対象になることから、まずそちらの支援事業の活用を検討をお願いしていきたいと考えております。

また、これにつきましては、地域農業マスタープランの話合いなどで周知を図っていきたく思っておりますし、該当にならない方につきましては、機械購入の際の支援が必要、そのことにより水田農業が継続できるかどうかということを考えながら検討していきたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

ちょっと時間がなくなってきましたので、ぜひ多分、認定農業者ではないと補助できないという部分が必ず出てくると思うのです。先ほど聞きましたら40人程度の認定農業者がいると言っていました、弱小なり認定農業者になるのにかなり難しかったりしますので、そういう部分でも誰でも補助がもらえるような状態、農業やっていたらまた続けられるという状態をつくっていくことがとても重要だと思いますので、ぜひそこへ持って行っていただきたいと思っております。

次の質問にいきたく思いますが、先ほど言っていた新型コロナの感染拡大での親の7割が収入減となったと、町内の実態調査把握しているかという部分でお答えになっていましたけれども、昨年と違って今年は就学援助のプラスの金額もないわけで、入学準備金も同じぐらいの人数出していますし、臨時特別給付金も昨年は出していますが今年はありません。

それから、子育て世帯への給付金ですか、それもないですし、それから就学援助世帯の育英資金貸出者への臨時交付金も今年はありません。もちろん特別給付金もないわけなのですが、この状態で昨年よりコロナ禍が収まったとはとても思えないのですが、支援しなくても大丈夫だと考えておりますでしょうか、お聞きします。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

新型コロナ感染症拡大の影響によって生活が困っている方への支援というふうなご質問かと思いますが、先ほど町長の答弁のとおり、まずは国のコロナ対策事業ということで、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金ということで、これは児童扶養手当を支給されている方々については県のほうから4月の下旬に既に給付になっておりますし、これ以外にもその他世帯ということでコロナの影響で昨年度より収入が減って、さらには児童扶養手当の所得制限内になりますが、ひとり親ではなくても普通の二人親の家庭でもそういった部分についてはこの事業の対象になっているということで、今現在、申請に基づいて給付をしているところでございます。

さらに、先ほどの質問の中にもございましたが、今回のこのコロナウイルスの関係で収入が減っている世帯につきましては、社会福祉協議会と連携しますということで先ほど町長から答弁したところでございますが、この内容につきましては、ひとり親世帯には24世帯、生活困窮者世帯には7世帯ということで、31世帯について、お米2キロ、それからお菓子とか缶詰、レトルト食品など、そういった食料品の生活支援の取り組みを実施したところであります。

特にも、社会福祉協議会におきましては、令和3年度の赤い羽根新型コロナ禍の福祉活動応援全国キャンペーンという事業に応募しながら、現状を踏まえて提供先を30世帯というふうな形で今回このような事業を早速、そういった困っている家庭に提供したところでございます。

いずれ、減少世帯について、今回1回やったからもうこれで終わりということではなくて、様々な事業、支援事業などもございますので、それらを鑑みながら今後も生活に困窮している世帯などへ切れ目のない生活支援を行っていきけるよう、特にも地域福祉におきましては、根幹的役割を成す社会福祉協議会と関係機関が連携しながら支援をこれからも行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

本当に多少でもそういう部分で支援していただければと思っておりましたので、やっているというのをお聞きしてね、ただ、もう少し広げる必要があるかなと、お年寄り世帯なり、本当に困っている学生への支援というのは昨年ありましたけれども、今年もぜひやっていただきたいと思えますし、お年寄り1人なり何なりという、あと子供1人のところは先ほど言っていました、お米をもっとちょっとどんと、かなり安くなりそうなので町で買い与えていただければいいかなと思えますので、ぜひそういう形にしていきたいと思えます。

質問は以上になります。

議長（高橋拓生君）

これで阿部圭二議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時13分

議長（高橋拓生君）

それでは、おそろいですので再開いたします。

通告7番、真竈光幸議員、登壇、質問願います。

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

7番、真竈光幸であります。質問通告も7番であります。

今回2件について質問をさせていただきます。

1件目は、今後整備をされます町営駐車場トイレの洋式化に伴い、男女の区別をなくしたトイレの設置についての見解を伺うものであります。

世界遺産の町であります本町におきましては、多数の観光客を受け入れるトイレの衛生管理や質の向上が求められます。町営駐車場トイレの便器の現況は、洋式と和式が混在しており、全ての便器の洋式化及び温水洗浄式化が望ましいと昨年の12月会議にて質問したところでございました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る外出自粛から本町への観光客の入り込み数も激減し、整備計画に遅れを生じてしまいましたが、今後も整備計画を進めるに当たり男女の区別なく利用できる兼用、共用トイレの設置を図るべきと考えますが見解を伺います。

2つ目は、世界農業遺産登録を目指す東稲山麓地域を構成する2市1町の農業振興連携について伺うものであります。

東稲山麓地域を構成しますのは、奥州市前沢生母地区、一関市舞川地区、そして本町長島地区であります。世界農業遺産登録を目指したのを契機といたしまして、令和元年に2市1町の農産物販売促進委員会が結成をされました。

初年度は生母地区、舞川地区、平泉地区とそれぞれの拠点におきまして、農産物の販売を実施いたしましたところであります。しかしながら、令和2年、そして本年3年と新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、農産物、特産物販売活動を休止しているところであります。

促進委員会では、次年度の販売活動を見据え、2市1町の販売促進組織間のコミュニケーションを深めて商品の販売連携、統一パッケージなどを模索していくところを確認したところでございます。こうした3市町連携の民間団体活動に行政としてどう関わっていくのか、具体的な指針を伺うものであります。

質問は以上であります。よろしく答弁お願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

真竈光幸議員からのご質問にお答えをいたします。

町営駐車場トイレの整備計画について、洋式化を図るトイレの整備に男女の区別をなくした兼用トイレの設置を図るべきとのご質問がありました。

このたびのオリンピックでも大きく取り上げられておりましたが、性の多様化、特に少数派に対する差別や偏見をなくすという流れは世界的なものだと感じております。その中で、アメリカなどでは男女の区別がないすべてが個室のオールジェンダートイレが、レストランなどでも一般的になってきていると聞いております。日本でも一部の大学などにおいて設置されているようでもあります。

このような流れにあることは事実ではありますが、設置されている大学での意見等を拝見しますと、やはり男女兼用というトイレ空間に抵抗感のある女性が多いようにも見受けられましたので、普及にはある程度の時間が必要だと感じました。設置にはさらなる期間がほしいと考えております。

当町といたしましては、これらの普及状況等を鑑みながら、設置に対しては慎重に検討してまいります。

次に、東稲山麓地域の2市1町の農業振興連携についてのご質問がありました。

令和3年3月26日、東稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会臨時総会において、世界農業遺産、日本農業遺産認定に向け、再度挑戦することを決定したところであります。

議員お尋ねの2市1町の農業振興連携についてであります。現在、認定申請を契機に地域内での取り組みが活性化しており、県南広域振興局をはじめ、2市1町が連携し引き続き支援していく必要があると考えております。

認定推進協議会としては、地元住民が主体となった取り組みが不可欠であることから、平成29年度から「地域活性化プロジェクト支援事業」を立ち上げ、活動費用の助成を行ってきたところであります。

農業団体「東稲山麓地域3市町物産販売促進委員会」でも、この事業を活用し、産業まつり等での販売会や「東稲山麓食の恵みマップ」の発行など、地元住民が主体となって市町を超えた取り組みが行われてきたところであります。

当町といたしましては、2市1町がより連携を密にし、認定推進協議会を介しながら、引き続き関係機関・団体との調整などを行いながら、地元主体となった農産物の販売促進につながるよう取り組みを支援してまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

大変簡潔な答弁をいただきまして、ありがとうございました。

今後、スマートインターの駐車場トイレを含めて整備計画に対して何点か伺ってまいりたいと思います。

今回、質問いたしました男女兼用もしくは共用トイレの設置を求めようとする趣旨につきまし

て説明を若干補足したいと思います。

目的といたしましては、障がいを持つ人やオストメイトの方、いわゆる人工肛門を装着している方ですが、小さい女の子や男の子を連れてお父さんやお母さん、パートナーの介助をしたいご夫婦、そして性的マイノリティーの方など、全ての人が安心して使えるトイレをこの世界遺産を有する国際的観光の町、平泉として、ぜひとも設置すべきものであると思うものであります。

先ほどいただいた答弁では、どちらかと言えば性的少数者を対象にしたような答弁と捉えますが、今、補足いたしました趣旨について見解をお聞かせください。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

先ほど来のご質問にもあったように、障がい者の方々、もしくはオールジェンダーの方々に対する差別偏見をなくしていくというのは、もう全世界的な流れであろうというふうに考えております。それですので、議員おっしゃるように、世界遺産のこの町、平泉からそういう流れを率先していくというのはまさしくそのとおりかというふうに考えます。

ただ、当然のことながら財政的なこともございますし、それらのトイレの実現には一つのトイレの面積が非常に大きくなっていくという形もございます。ですので、簡単に整備をしていくという形にはちょっとなかなか難しいのかなとは思っております。ただ、長期的にはそういう方向の下で整備していくのは望ましいのではないかとというふうに考えております。

また、駐車場トイレに関しましては、駐車場会計で整備していく形になっておりますので、財源的にちょっと今は厳しい状況にはございますが、長い目で見てそのような方向で整備ができればいいのかなというふうには考えております。

ですので、ただ、先ほど町長のほうが申し上げたとおりですが、なかなかこの日本の中においてはなかなかまだなじまない部分も多いので、その辺のことも鑑みながら、それらとすり合わせながらまた整備計画をつくるような形になろうかというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

設置に関する事について何点か尋ねてまいりたいと思いますが、現在、労働安全衛生規則というものがありますが、その中では職場に男女別にトイレを設置することや従業員数に対する男女別の設置数などが決められておるわけですが、こうしたパブリックトイレの設置について、その設置数や男女の配分の基準はどのようになっているのか伺います。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

中尊寺、毛越寺の駐車場のトイレにつきましては、設置してから10年以上たっておりまして、

その整備した段階での個数等についてはちょっと把握はしておりません。恐らくそれなりの使用者に関する使用数というものを見込みながら設置されたものと思っております。

ただ、今現在の当町の整備の方針としましては、基本的に壊れたものを洋式化していくような流れになっておりますので、頑丈なトイレというか、設置したときから長持ちしているトイレは当時のままという状況になっているということでございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

多分、資料的には私も古いやつしか持ち合わせていないわけですが、その基準の中には項目が何点かありまして、例えば多目的機能の付与とか、もしくは社会的弱者への配慮、これが最近のいわゆる公衆トイレの設置の基準の項目に上げられております。

また、整備に当たっての調査項目を下さいよという項目がありまして、利用者の意識調査がどのようなものであるか、そうしたことを踏まえて設置をすべきだという指導があるわけです。こういったことについては承知をしていらっしゃるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

トイレを全面的に改修もしくは新設する場合には、当然のことながら、そのような意識調査等は行ってまいりたいというふうに考えております。

それで、当町のトイレとしまして、中尊寺、毛越寺のトイレ、駐車場のトイレに限ればですが、身障者用のトイレは当初から設けておったのですけれども、中に様々な機能をつけて、現在ではオストメイトの方々が使えよう形にまで、少しずつですが整備を進めていると。

ただ、先ほど来申し上げたとおり、設置からもうかなり時間はたっていますので、そんなに遠くない将来には全面的な改修というのも行うときが来る可能性があるかなと思っております。ただ、これは町の中の公共施設等の管理計画、もしくは整備していく状況にもよりますので、それらの順番の中で考えていくことになるのかなというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

もちろんそういった全面的な改修、さらには現在あるやつを全て撤去して新しくする、これはなかなか難しいことでもありますけれども、そのやり方によって、例えば個室2つを1つに編成し直す、編成し直すという言い方はおかしいですね。その面積を稼ぐという部分が当然あるかと思えます。その車椅子が出入りする、もしくは中にオストメイトの器具を入れなくちゃいけないという部分もありますので、現行のトイレにただ水洗化しただけということではやはり限度があつて、なかなかその辺が改修の予算的なものもありますし、ただ、今後整備をしなくちゃいけないというその計画の中には、そういった方も既に盛り込んでいなくちゃいけないということをお

伝えしておきたいというふうに思います。

衛生陶器メーカーのTOTOが、この男女やLGBTの方々にアンケート調査をしていることがホームページに載ってございます。その結果によれば、男女別とするよりも使う選択肢を増やす個室の誰でも入れる、いわゆる「だれでもトイレ」を求めるといった意見が多数を占めておるといことが載ってございます。アップされてあります。

答弁の中ですと、男女兼用には女性の抵抗感がある、これは女性だけではなくて、男性も同じように抵抗感があるだろうと思いますが、今後やっぱりそういったスマートインターの駐車場もそうですけれども、新たにつくるといった観点には、このトイレ整備するに当たり、こうした専門家がやっている調査、意見、それから利用者の要望なども踏まえた整備計画を大いに参考すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

スマートインターのトイレにつきましてですけれども、今現在、役場内部で検討しているという段階ですけれども、まだちょっと細かな中身の精査のほうに入っておりませんが、今議員おっしゃったようなことは今後参考にしてまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

確かに、女性や男性にとって兼用もしくは共用のトイレに拒絶感を持つという気持ちは非常によく分かるのであります。男女の仕切りをなくすということになると一朝一夕にはできない、その意識の当然変化といえますか、経過を見ながらという町長答弁のとおりだと思います。

ただ、実はその男女別としたという歴史というのは大変浅いものなのです。皆さんがどうかは知りませんが、私は小学校の同級生140人、4学級なわけですけれども、トイレも男女別ではなくて小便器が右側、右側というのですかね、右側、向かって右側、左側が個室、真ん中にパーティション等はないのですが、それが標準の仕様であった、そういう時代なのです。これは欧米は特にそうなのですが、排せつに男女の区別は要らない、だからそういったオールジェンダーのジェンダーフリーのトイレが普及する、これはよく分かるのです。

よく見る光景なのですが、女性がトイレに長い列をつくって待っている。団体客の来るような観光地のトイレは特にそんなこと、または高速道路のトイレについても、観光バスから降りた女性客が非常に長い列をつくって待っていたり、身近なところで学校の運動会の会場のトイレ、これも保護者の方がかなり長い列をつくってお待ちになっているという、普通に見られることであります。

中には、勇敢な高齢者の女性は男子用の個室に入って使用することも、これもまた普通に見られることでありますが、トイレはどうしても女性用が混雑しがちであります。こうしたこともその数の問題もありますが、男女共用の先ほどお話をしていますだれでもトイレを設置すれば、随

分と緩和できるのだらうと思うのです。そうしたことも当然今後の計画の中に組み入れていただきたい、そう思うわけであります。

もう一つ、整備を進める上で違った角度からその整備計画をお伺いしますが、のぞき対策というのを取らなくちゃいけないと思うのです。扉の上下の隙間、これをなくす取り組みも当然検討の中に入れていったらいいのではないかと思うのです。

下からのぞく、上からのぞく、学校内のトイレでのぞかれたことでトラウマになってトイレに行けないという事例もあります。特に先ほど来、言っておりますそのLGBTの方だけでなく、女性の方は大変その隙間を嫌っております。トイレの整備計画で改善すべき大事なポイントだと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

なかなかそののぞきのことまでは検討はしておりませんでした。少なくとも道の駅を整備する段階では、トイレ、特に男女兼用ということは考えていませんでしたので、女子専用の道の駅のトイレですけれども、そこについてはトイレの業者さんのほうからその提案はあったところでした。

これが今後、そのジェンダーフリーという形になってくると、どのような対策を取ればいいのかというのは、やはりさらに強化していく必要が出てくるのだらうなというふうに考えますので、今後、整備計画をつくる段階では、議員がおっしゃるようなことを参考にしてまいりたいというふうには思っております。

議長（高橋拓生君）

真篋光幸議員。

7 番（真篋光幸君）

それから、繰り返しになりますけれども、その男女別に分けるということのほかにも、やはり機能別に分ける、先ほど自分の小学校のときのトイレの事情をお話ししたように、間にパーティションで仕切るという手で洗面所を一つにする、面積を稼ぐというやり方は、実はわりとポピュラーなやり方なのです。この機能別に分けるということもぜひ検討いただきたい、そのように思います。

トイレについては、最後にこのドアの表示について伺いますが、やはり同じように衛生陶器メーカーのTOTOであります。全ての性別に対してそのパブリックトイレのピクトグラムをつくっております。オストメイトのサイン、またはLGBTを示すレインボーマーク、身体障がい者の車椅子マーク、それから幼児のいわゆるベビーマーク、これらの併せ持った文字表記とピクトグラムを併記した表記、これは例えば羽田空港とか、空港のトイレはそのような表記になっております。

真ん中に1か所、それを設ける、いわゆる今までの男女別は男女別でいいのですが、その真ん中の部分に1つ、2つを組み合わせた形で男女の共用、兼用トイレを置く、その中にいろんな

方々が使えるだれでもトイレを配置する、こういったようないわゆるスペースの使い方とそれから誰もが安心して使えるトイレの整備について、そうした表記、いわゆる文字表記とピクトグラムを併せた表記といったものをぜひ検討に入れていただきたいと思います、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

先ほど来のオールジェンダー、もしくはジェンダーフリートイレに関しましては、先ほど申し上げたとおり、面積が大分必要となってくることから、簡単な改修では済まないということになるかとは思っています。

ただ、今おっしゃっていることにつきましては、身障者用トイレがもともと広くは造られておりますので、その中の改装ということでも可能かとは思っていますので、そこら辺については少々検討させていただければと思います。

そのピクトグラムがそのようになっているというのは、私も拝見したことはあります。ただ、それがずらっと連続であるようなところはなく、やはり一つの部屋だけだったとは思っていますので、今までの身障者用トイレがそのような形になるのかどうかも含めて、ちょっと調査も必要となろうかと思っておりますので、そのような形でちょっと検討させてもらえればというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

ぜひその方向で多角的、多面的な面から検討を進めていただきたいと思いますというふうに思います。

今回、学校のトイレについては通告はしておりませんでしたので、紹介だけしておきたいと思いますが、男女共用トイレの採用実績校として、愛知県豊川市立中部小学校という学校があります。この中に入り口が同じで内部に男女別、共用、小使用、多機能用の個室が並ぶ通称「みんなのトイレ」を整備をしております。これは新聞報道です。どれを使うかは外からは見えない構造になっています。

さきの昨年の12月会議で教育長が答弁されましたように、学校のトイレは明るく使いやすく抵抗なく使用できる環境づくりを整備しなければならない。全くそのとおりでございますが、この子供たちが使いやすくする改修も早急に検討していただきたいと思いますというふうに願うものであります。通告はしておりませんが、答弁ありますか。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

ご意見として承っておきたいと思っております。ありがとうございました。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

それでは、次に、世界農業遺産登録を目指しております東稲山麓地域を構成する2市1町の農業振興連携について何点か伺ってまいります。

本年の3月会議の一般質問でも伺いましたが、東稲山麓地域世界農業遺産認定登録推進協議会が農業遺産登録を目指すことだけでなく、東稲山麓地域の活性化と農業の振興を図ることを目的として地域の農業団体への啓発活動をしておることはご承知のとおりであります。

特にも、県農政部県南振興局職員の努力には敬意を表すべきだと思っているところであります。地域の農業組織を丹念に回って、特産品の開発マニュアルや資料の作成及びその組織の実際の活動や組織の夜に行う会議にまで参加をして、地域の実情とその背景を見ながら農業遺産のストーリーを描こうと努力されております。

令和3年度の推進協議会の総会が6月1日に行われたわけですが、構成する3市町の首長の中からこの振興局には危機感が足りない、機運が全く高まっていない、努力していないといったような、この振興局の職員の奮闘を否定するような発言がありました。全く遺憾なことであって、反問権を使いたいところでありましたが、そこで伺いますが、この県南振興局職員のように地域に入って努力する姿勢が該当する3市町行政には足りないのではないのか、むしろ振興局以上に各行政職員が現地に入って汗をかくべきではないのかと感じているところでありますが、この件について感想を伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

県南局のほうに事務局を置いておりますので、事務局のほうがいろいろ取りまとめている実情はございます。そのほかにも企画推進チームというものがありまして、岩手県、一関市、奥州市、平泉町、土地改良普及センターとかが入ったチームになりますが、その中でいろいろ協議させていただいておりますので、情報も共有し、また現場についても、平泉町に関してではありますが同行もいたしている状況であります。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

少し長くなりますが、冒頭申し上げた民間交流の状況についてお知らせをしておきたいと思いますが、東稲山麓地域を構成します3市町の農業団体や商店が東稲山麓地域3市町物産販売促進委員会を結成して3年目になりました。

初年度に行いました交流会につきましては、奥州市の生母げんき祭り、本町のひらいずみ産業まつり、一関市の第3遊水地水田カフェと、それぞれの地域で販売活動を行ってきたわけですが、令和2年、令和3年と質問の冒頭で申し上げましたように、感染症拡大防止のために休眠状態になっているところであります。

年々そうしたことも影響して会議への出席者も非常に減少しておりまして、現在13組織が加盟

をしておるわけですが、3名か4名の出席しか今はないという惨状であります。今年度は7月27日に総会を行いました、参加者が少なく総会は不成立となりました。

そこで意見交換会に切り替えまして懇談会ということにしましたが、その懇談の内容は、なぜ参集しなくなったのかが一つであります。それから、2つ目が今後の会は解散も踏まえてどうあるべきかの2点でありました。

1つ目に出された意見が、一つの地域内の把握も難しい中で他市町の組織まで把握するには1団体では無理があるというものでありました。それに対して伺いますが、3市町それぞれの組織への連絡体制や参加への情報発信など、本町は農林振興課からは情報発信していただいているところがあるのですが、さらなるその行政側としてのそうした協力体制は取れるのでしょうか。伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵省一君）

企画推進チームでいろいろ検討はしているところではございますが、いずれ平泉町単独でこの事業を進めていることとなっているわけではありません。一関市、奥州市とその辺、連絡体制の強化が図れるかどうか検討していきたいと考えております。

やはりその団体の自主性というのを求めているところではあります、行政が主体にならないように気をつけながら考えていきたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

もう一つに、そのいわゆる連携して販売活動を行うことのメリットがない、委員会に参加しても意味がないという商店の方のご意見がありました。そこで、この3地区で連携することによって農業団体や商店が受けるメリットについて検討いただける、どのような方向がいいのかといったこともぜひご相談をしたいというふうに考えておるわけでありました。

例えば、束稲山麓地域のワンセットでの商品販売、統一ロゴのパッケージ、現在、西和賀町が取り組んでおります西和賀デザインプロジェクト「ユキノチカラ」という商品を構築している展開がございますが、これは行政が実は主導した推進活動であります。

こういったことも検討いただきたいというふうに考えておるところであります、この生産者が今ある既成の商品にデザインやパッケージで付加価値をつけられれば販売の促進につながる、また生産活動への意欲が生まれるのではないかと、そのように、いわゆるそこにメリットが出てくるのではないかとというふうに思います。

現金なもので、やはりメリットがないところに人は集まらないといいますが、販売者は集まらないという事情があります。そうした西和賀町的な展開、推進活動の展開について取り組んでいただくといったようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

この認定推進を進める上で、普及啓発といいますか、皆さんに周知するというのも課題の一つと考えているところであり、やはりそのパッケージをつくることによって、皆さんにこの地区は世界農業遺産、日本農業遺産に認定を目指しているんだということが皆さんにご紹介できるのではないかと思いますので、そういう面から検討しているところはあります。

また、商品を販売することによりまして、ブランド化というのも図られてくるのではないかと思います。おのおの勝負ではなくて、チーム、団体戦で各ブランドを進めていくということもできると思いますので、その辺の商品のつながりも含めながらパッケージのほうにうまく乗せていければいいのかなと思っていますところでもあります。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

現行は今年度の活動として、そうした統一したロゴパッケージを使って共同で販売していきましようという話を、何とか機運を盛り上げていきたいということを懇談の中で話をしたわけです。

現行商品として持っておりますのが、東稲のお米という、実はシールをつくってそれを貼ったお米を、販売ではありませんが一部出してございます。すこぶる好評なのだそうなのですが、まだまだ販売の金額といったものについては微々たるものでありますが、例えばそういった商品群を構成していく、いわゆる東稲という名前をそこに特化していく、ブランドに取り入れていくといったような構成をぜひ手助けをいただきたいというふうに考えてございます。

また、その販売商品の差別化と特権を持たず取り組みといたしまして、3市町には5つの道の駅があるわけですが、東稲山麓地域農産物販売コーナーといったものをその3市町でぜひ取り組みを連携をしていただいて、その地域の商品と陳列できる、認知できるポップ、またはペナント、またはのぼり含めて、そうしたことに対する支援体制は構築できないのか、検討できないのかということ伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

道の駅はやはり地域振興施設、農業振興の施設の中心的な存在となっていることから、ぜひそのような形を各道の駅に求めていきたいと考えておりますが、ただ、平泉町は平泉の道の駅、一関は一関市のほうにお願いするということになると思いますが、平泉の道の駅に限っての話になりますが、そのようなコーナーを置くことについては特には問題はないと。

ただし、そのスペース的なこともありますので、今後相談していきたいと話をいただいておりますので、今後、協議会のほうともどの程度のスペース、どの程度の商品が置くのかというのを含めまして、ご相談させていただきたいなと思っております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

ぜひ、その平泉の道の駅だけではなくて、川崎、室根、もしくは水沢3市町に5つあるわけですが、ぜひその連携を取って、そこにも商品が出せるのだというメリットを商店街に与える、与えてほしいという具体的にお話をいただいておりますのでありますが、ぜひそのようなことを行政サイドで打合せといいますか、協議をお願いしたいなというふうに思っております。

もし、そんなことがかなえば、以降の展開といたしまして、ふるさと納税の返礼品としての取り組みも3市町連携の農産物が視野に入ってくるのではないかとという相談も実はしておりますのでありますが、その点についていかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

ふるさと納税の制度からしまして、平泉でのものは平泉町として寄附を受けてお送りすることはできると思うのですが、平泉町のふるさと納税の中に奥州市とか一関の加工品とか農産物を寄附を受けてお送りするということはできないかと思っております。ですので、平泉町に限っての農産物または加工品の対応なら、それは可能かと思っております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

だんだん終わりにしたいと思いますが、行政側が東稲山麓地域の何を遺産登録の価値としてアピールしたいのか、組織側、商店側の理解を得る努力、いわゆる登録の機運の醸成をもっと積極的に振興局のみならず行政サイドがやるべきではないのかというふうに思うのです。

新型コロナウイルスの影響がありますけれども、そのことだけが原因ではなくて、るる述べてまいりましたように、やっぱり行政側の関与をもう少し強化していただきたいのと、当初の目的にコンセンサスがなかなか取れなくなっている、これが東稲山麓地域3市町物産販売促進委員会が今、解散の危機を迎えている、そのようなことになってございます。

この委員会の活動の活性化、活発化は、農業遺産登録の件とは別の意味で地域の農業振興に大きく寄与するはずであるものと考えております。ぜひ存続のための支援について、行政サイドでどんな関与が、関わり方ができるのかを検討いただきたい。最後に総括でお伺いして終わりにしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

私が認定推進協議会の進める中での会長でありますので、私のほうからお話させていただきますが、いずれ今までの取り組みはまさに登録ありきということではなく、東稲山麓地域の活性化であります。そのことは議員が先ほど当初におっしゃったとおりであります。

その目標は今も変わることなく、そして今回、3度目の正直ということで3月の総会でチャレンジを決定していただいたところでもあります。いかんせん、内容については先ほど議員からもるる説明、そして行政としてはもっとすべきでないかと、振興局にだけに頼らずというお話もありました。

しかしながら、奥州市、一関市、そして平泉町、そして振興局と、まさに4者とさらには地域が一体感を持ちながら、この東稲山麓の世界農業遺産の認定は進めていただいているところでもありますし、進めるところでもあります。

先ほど行政がとか、今では解散の状況に近いとかという議論もされましたけれども、私はむしろそういったところを強化しながら進めいくのが本来の目的であるというふうに思っております。むしろ、議員もその委員のメンバーでありますから、その委員のメンバーの方々とまさに地域とそして行政がしっかり連携を取って進めるときこそ、この東稲山麓の世界農業遺産は実現できるものと私は確信いたしております。

本年は特に推進室を当町に設置し、今、連日様々な会議を取り持ちながら、行いながら進めさせていただいているところでもありますから、どうぞ奥州市、そして一関市、そしてまさに平泉、その東稲山麓の地域の人たちが、今、議員がおっしゃったとおり、こういう考えはどうだと、こういうことを進めたらどうだということを積極的に行政と連携を取りながら、地域と連携を取りながらまずは進めていく、そういう今、正念場だというふうに思っております。

行政としてどう対応するのだということからは、一步も私たちは尻込みする、そういう気持ちを持ってはおりません。必要な部分についてはしっかりと支援をしながら、この東稲山麓の世界農業遺産認定は進めてまいりますので、議員皆様方のさらなるご支援とご協力とご指導を賜りたいというふうに思います。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

3市町の農産物の促進委員会につきましても、必ずしや解散させずにまとめてまいりたいというふうに考えておりますので、今後とも協力のほどをよろしく願いいたします。

質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

私も私の立場でも会長の立場でも、今、議員からその決意を聞いて大変うれしく思っておりますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思っております。

（「終わります」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで真竈光幸議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は9月16日、午前10時から行います。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時01分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高橋 拓生

署名議員 大友 仁子

同 稲葉 正